

令和5年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 2 議案第 2号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 7号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 8号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 議案第9号令和5年度一般会計補正予算第6号に対する付帯決議案について

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君

9番 椎木藤弘君

10番 田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義士君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主 事 市川可奈君

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしくお願いたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時01分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本協議は、地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約の変更に際する構成団体の協議でございます。

変更の内容については、夷隅地域の水道事業広域化に向けてより円滑に協議を進めるため、現在、水道統合に係る協議を行っている夷隅地域水道事業統合協議会と構成団体が同じ夷隅郡市広域市町村圏事務組合において事業の認可を受け、水道事業の統合・広域化に係る事務の共同処理を行いたいことから所要の変更を行うものです。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第4条でございますが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において共同処理する事務に、水道

事業の統合・広域化に係る事務を追加するものです。

第12条についてですが、水道事業の統合・広域化に関する事務については、各水道事業の規模が異なり、それぞれが所有する資産等を考慮する必要があることから、既存の共同処理事務に要する経費負担割合とは別に、組合議会の議決を得て負担割合を定めるものでございます。

附則でございしますが、この規約の施行日を令和6年4月1日とするものです。

なお、本案はそれぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において県へ規約の変更許可申請を行い、許可後に同組合により規約変更の告示がされる予定でございします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

組合の規約変更ということでございますが、そもそも今説明にありました水道事業統合・広域化という事業について説明いただきたいと思ひます。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それではお答えします。

これは令和4年度から夷隅郡市の市町村圏事務組合の水道事業にということですが、これにつきましては水道事業の広域化・統合に続く共同処理について、県・構成市町村間の協議、許認可手続などを経て現在進行していることとございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

その水道事業統合・広域化事業というのはどういうものであるかと、この規約変更にも、理由ですよね。それについてお伺いをしたわけでありませう。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 広域化については、夷隅郡市の勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、この2市2町で、今後水道事業に関わる全てを事業統一、統合した中で進めていき、その中で円滑に進めるために夷隅郡市の水道事業統合協議会を設置し、水道事業の統合・広域化に向けて現在進めていることとございます。

以上です。

(石井議員「議長、再答弁。全く分かりません」と呼ぶ)

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 申し訳ありません。

まず、水道の統合化の検討についてのこれまでの経緯をお話しします。

夷隅郡市の勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、また安房地域の館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町と千葉県が平成27年9月に示した県内の水道統合・広域化の進め方方針に従って、末端給水事業の統合化を検討するというところで現在行っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、今、建設水道課長のほうから末端水道事業の統合ということでご説明させていただきましたが、ただいま石井議員さんからご質問がございましたように、まず水道事業の広域化でございますが、水道事業につきましては大きく分けまして用水供給事業、御宿町で申し上げますと南房総広域水道企業団から受水する、いわゆる県営水道レベルの用水供給事業体と、また、一般の水道加入者の方に直接水をお届けする、各市町村が行う末端水道事業のいわゆる上下2本立ての水道事業がございます。

こちら水道事業につきましては、そもそも県内で県営水道事業の受水費のほうが非常に安く、人口が少ない南房総地域等については受水費そのものも高くなってきているということで、同じ千葉県内に住みながら、生活に欠かせない水道費用について非常に差があるのはいかがかということで、用水供給事業体の統合、そしてまたそれを行うためには市町村レベルの末端水道事業についても統合を図り、水道事業の経営の安定化、合理化を図っていく必要があるということで議論が始まったものでございます。

用水供給事業については、もともと県営水道、それから南房総広域水道企業団等の用水供給事業体の経営の統合を先行して進めまして、それに追いかける形で末端給水事業体の統合について検討を進めてきたところでございます。

南房総広域水道企業団につきましては、安房郡市のほうの団体と夷隅郡市のほうの団体で非常に団体が多いところでございますので、まずはステップといたしまして、南房総広域水道企業団の構成団体については安房郡市で1つのユニット、夷隅郡市で1つのユニットということで、2つの末端給水事業体での統合に向けた準備が進められてきているというところでございます。

今回、議案のほうに出ささせていただきました夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約改正でございますが、ようやく末端水道事業体、夷隅郡市における各市町村水道事業の統合に向けていよいよ本格的に協議を進め、令和7年度からの開始に向けて具体的に広域行政として共同処理として事務を進めていくための規約改正のご承認を求めるものでございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。私10月1日からの議員ですので、この間の経緯、承知をしておりますでした。

もう少し伺いたいんですが、これ実は「夷隅地域水道事業統合広域化基本方針、令和5年3月」ということで、夷隅地域水道事業統合協議会が作成した資料でございます。これまだ詳細見てはおりませんけれども、やはりこうしたものをきちんと提示されて説明をするということが必要ではないかと思うんですね。10月1日からは、こうしたものを提示された記憶はございません。

細かな今般の協議については、若干説明は受けましたけれども、今の説明がありましたけれども、都市部とこの房総地域の大きな格差ですよ。特に、越してきた方々がメーターが壊れてしまったのではないかと本町に問合せがあった事例もあったやに記憶をしております。それほどまでに高い水道料でございますので、やはり定住も含めて、一番は住民の今の生活の問題ですよ。大きなウエートを占めているのが実態だろうと思います。

そうした中で、今どこの地点なのかと。令和7年から運用が始まるということでもありますけれども、あと一番は今申し上げました水道料金ですね。当時は、県営水道化される、一本化されるというふうには伺っておりました。これが今どの程度まで進んでいるのか。今の調整協議はいろんな資源、ダムだとか水道管だとか、それぞれの自治体、今たくさん抱えておる。それを今精査して具体的な、夷隅郡市は多分この中にそうした資料が載っておるんだろうと思います。

また、安房郡市は安房郡市でどの程度進んでいるのか。最終的に1本の県営化、統合されるのはいつ頃なのか、そこについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 大変申し訳ございません。それではお答えをします。

今現在進行している内容につきましては、この指針です。指針につきましては改めてお配りさせていただきたいと思っております。現在進行している段階では、今度は基本計画を作成中で伺っております。その中では水道料金をどこの基準に合わせるかというのを今検討中でございます。

金額についてはまだ決定しておりません。

あと、今後の統合につきましては、また基本計画が立てましたらご報告させていただきます。

あと、南房総地域につきましては、この夷隅郡市と同様に協議しておりましたが、1年先延ばしというのを聞いております。夷隅地域では令和7年4月に統合という予定でおりますけれども、南地域につきましては1年先延ばしというのを聞いております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

スケジュール感ということで、それは協議は必要だと思うんですけども、めどがあると思うんですね。それは全くないんですか、あるんですか。何年までにその協議を終えて統合するだとかということ、それはあるのかないのかよく分からないんですけども、今のご説明だと、協議が終わらないと無理だということなんですか。

でもそれはやはり、この幾つかの、例えば令和6年とか、令和7年とかお話しされました。それからこれは平成27年からスタートした、そのときからそういうスケジュール感というのは示されてあったと思うんですね。そこに向けて様々な協議がされてきたと。それは確かに協議が未決のまま延びるということは当然ある、それは分かります。しかしスケジュール感というのは多分あったと思うんですけども、ないんでしょうか。それについて最後確認したいと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 一応うちのほうの末端の夷隅郡市統合協議会では、令和7年4月を予定しておりました。南房総地域でも7年4月の予定でしたけれども、1年先延ばしということでした。

あと、南房総広域水道事業団と九十九里水道事業団と県営につきましても令和7年4月を予定しておりましたけれども、1年先延ばしということになっております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。申し訳ない。

結論から申し上げますと、県営化1本にされるという目標は何年を持っているんですかということが分かればいいです。

○議長（滝口一浩君） 石井議員、3回目の質問を超えましたので、この答弁だけは答えてく

ださい。

○建設水道課長（永石知功君） その質問でございますけれども、それにつきましては未定ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第2、議案第2号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第2号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第2号中、「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものです。

改正内容は、本条例で引用している就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の中で、第3条第1項第10号の指定都市、中核市において幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定または幼保連携型認定こども園の設置等の認可をした場合に、都道府県知事へ当該認定または認可に係る申請書等の写しを送付する旨の規定が削除されたことに伴い、第11項を第10項に繰り上げるものです。

附則について、公布の日から施行といたしますが、法律の施行日が令和5年9月16日であるため遡及適用いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第3号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第3号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を定める条例で、国の基準を参酌して定めることとされております。今回の改正内容は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員について経過措置の内容を変更するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第2条中、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日まで」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改めるものです。

これまで保育士等の基礎資格を有している者であり、かつ都道府県知事等が実施する研修を修了している者を放課後児童支援員として配置しておりましたが、この改正により、退職や人事異動等により一時的に放課後児童支援員の不足が生じた場合に、基礎資格を有しており2年以内に当該研修を修了する予定の者を放課後児童支援員とみなすことができるようにするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

現在、放課後児童クラブに在籍している児童数、何名おられるのか。

3点ほどお聞きしますね。

この放課後児童支援員なんですけれども、現在何名でその業務をこなしているのか。

それと、今条例改正にありました、研修をこれから修了する、該当となる方々が現在在籍しているのかどうかをお聞きします。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 現在利用しているお子さんは47人いらっしゃいます。

また、現在支援員ですが、全部で6人おります。あと、これから基礎資格がありまして、保育士の資格がありますので、この条文を適用するとすぐ支援員になれる者が1人おります。

あともう一人、こちらは基礎資格がない会計年度任用職員さんで、こちらは2年勤務してい

ただいた後に研修受けて支援員になれる方でございます。

現在は支援員の数は充足しております、直ちにみなしで支援員をつくる必要はないんですが、説明で申し上げましたとおり、退職ですとか人事異動等で一時的に支援員がいなくなってしまうということ为了避免のために、認定こども園に保育士がおりますので、それを学童保育に異動させることで、みなしの支援員として運営を中断せずに継続ができますので、当面の間、経過措置を設けさせていただく次第です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

今は充足されているということなんですけれども、やはり人材育成を考えていかないと、これからの対応というのは、現在の児童数47名ということですが、以前から比べるとかなり的人数増えていますよね。今年度の計画で見ると60名までは受け入れできますよということですので、できるだけ人材育成を考えての採用というんですか、そういうことも考えて対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

放課後児童クラブの設備及び運営に関する条例の改定ということではありますが、ただいま前段者から幾つか質疑がありましたけれども、もう少し詳しいところをお聞かせ願いたいと思います。

そもそもこの支援員になる人たちのもとの資格というんでしょうかね、どういう形態の人たちなのかということと、それからこの児童クラブの運用状況、何時から何時までなのか。

それと、昨今、場所を移ったように伺っております。今実施しているところはどこなのか。

そして、多分、私の住む布施地区からの利用もあるのかなのか、その利用の形態はどうなっておるのか。

そして、移ったとすると、たしか前は児童館で児童クラブを実施していたというふうに記憶をしております。その児童館のほうの様々な対応、この放課後児童クラブを実施していたときと今の状況の中で何か違いがあるのかどうなのか、運営ですよ。

取りあえずその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） みなし放課後児童支援員になれる基礎資格というのが保育士、社会福祉士、あといわゆる学校の先生ですね。小学校、中学校、高校、大学と、そういう方たちです。また、外国の大学で社会福祉学ですとか、心理学ですとか、そういうものを学んだ方も対象です。

移設の件ですが、先ほどの田中議員さんのご質問でもありましたとおり、利用者が急激に増えまして、児童館では基準の面積が取れないということで、この令和5年の4月から御宿小学校に移転させました。御宿小学校の2教室を使っております。

利用時間ですが、平日は14時30分から18時30分です。夏休み、冬休み、春休み、あと土曜日、こちらは朝の7時半から夕方の6時半まで開けております。

また、布施小学校の児童の利用でございますが、現在、布施小学校のお子さんの利用はありません。過去にはいらっしゃったこともあります。もちろん同じ町のお子さんなので、布施小の子が利用の申込みがあれば断るということはいたしません。ただ、移動に、やはり今までと違って、今までですと児童館でしたから、そこまで保育所のバスに混乗させてくるというような形態も取っていましたが、今のところ小学校に直接行く保育所のバスがありませんので、その辺は利用の方がおるようになりましたら検討したいと考えております。

また、児童館から小学校に学童が移った関係で、児童館の利用者は確かに減りました。ただ、児童館に今お見えになるのが、大体保育園に入る前のごく小さいお子さんを連れてお母さんが多くて、今まで学童の子たちが午後から帰ってくると走り回っていますので、ぶつかったりして危険だということで午後の利用を大分控えられていたんですが、今はそういう危険性がなくなりましたので、開館時間を通じて自由に使っていただいております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

児童クラブの利用についてなんですが、今、御宿小学校でそのまま行うので、平日ですとそのまま、授業が終わったら放課後児童クラブに、参加者は自動的に学内移動といいましょうか、移動することはないわけですね。布施小学校は確かに離れておりますので、そういうことがあるかと思えます。

それで、夏季休暇、要するに長期の休暇時とかに、全日朝の7時半から夕方の6時半まで利用ができるということになっておるわけでありましてけれども、こうした場合に送迎等はどうなのか、あと夕方の送迎ですね。

それから、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、昼食はどうか。それから、お

やつとかというのもしか昔あったかと思えますけれども、そうしたものはどうなのかとか含めて、指導というか、栄養面も含めたそうしたことについてはどのような配慮がなされているのかなどについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 長期休業中のお子さんの送迎につきましては、基本的に保護者の責任で登下校していただいております。

また、長期休暇の場合は、お昼については給食の用意がございませんので、お弁当持ちで来ております。忙しい方たちがご利用になっていきますので、必ずしもご自分でつくるということではなくて、コンビニエンスストアですとかの弁当の調達とか、そういうことで皆さん間に合わせているようです。

また、午後にはおやつを出しております、こちらにつきましてはこども園ほどの厳格な栄養価等の配慮はしておりませんが、同じ課に栄養士がおりますので、相談の上、与えておる状態でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

放課後児童クラブが小学校に移った後も、現状、児童館のほうに3名程度職員が配置されていると伺っているんですけれども、この方々の役割と今回のこの案との関連性があるのかないかというのを伺いたいたいですけれども。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 児童館に配置しておる職員は児童厚生員という位置づけで、役割といたしましては子どもの見守りが主でございます。こちらの放課後児童支援員につきましては、放課後の遊びの面倒を見たりですとか、学業の面倒を見たりということで、少し役割が違うようなものになっております。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） そうしますと、今回のこの案にあります支援員になるための研修計画とか、そういうものとは全く無関係ということでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今までは児童館で学童保育をやっていた関係から、児童厚生

員の方も保育士の資格を持っている方がおりますので、研修を受けていただいて支援員として働いてもらいましたが、今度は完全に分離しましたので、児童館のほうは児童厚生員ということで、特に資格がなくてもお願いできると理解しております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

前段者、石井議員の質問に関連なんですけれども、布施小の今のところの放課後児童クラブの利用がない。もし希望者が出るようであれば、その送迎についてもご検討されるというご答弁だったかと思うんですが、私も経験者ですけれども、そもそも送迎がないから無理だよねということで、布施小の親の希望がそもそも出てこないというか、諦めているという現状があると思っているんですけれども、その部分についてはどのように町としては考えて対応していくお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 放課後児童クラブの入会の申込み等につきまして、特段御宿の子、布施の子というような区別はしておりません。同じように募集をしておりますので、送迎がないからもともと無理なんだろうなということで控えるというような認識はございません。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 認識がないというので、私が確認したかったのは、そういう認識の親がいるという前提の下に……、要はいるんですよ。私の家もそうだったんですが、その事実についてどのように考えて、どのように対応していくお考えなのかお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 送迎につきましては、ご家庭によりましていろいろまちまちだと思いますので、その段階でご相談いただければ、何らか考えて通えるようにしたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

ありがとうございます。そういう形での対応をしていただけたという話は今回初めて聞きました。親も多分知らないと思いますので、ぜひその周知をきちっとしていただいて、希望があれば対応します、あるいは検討しますのでぜひ希望を出してくれということを周知いただければ

ばと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第4号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係法令の整備に関する政令がそれぞれ公布され、国民健康保険税についても地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、子育て世帯のさらなる負担軽減と次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度の被保険者が出産する予定の場合または出産した場合における産前産後期間相当分の所

得割額及び均等割額を減額する旨の規定を追加するものです。

対象世帯は、令和5年11月1日以降に出産する予定または出産した国民健康保険の被保険者がいる世帯で、対象期間は出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間で、多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間が対象となります。減額となるのは、出産者本人に係る令和6年1月以降の所得割と均等割で、7割軽減等の軽減措置を受けている世帯については軽減措置を実施した後の均等割額から減額されることとなります。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第21条第3項は、国民健康保険税の減額規定に出産被保険者に係る減額の条文を追加するもので、第1号及び第2号は基礎課税額、いわゆる医療分について、第3号及び第4号は後期高齢者支援金分について、2ページの第5号及び第6号は介護納付金分について、それぞれ所得割額及び均等割額の減額について定めるものです。

第22条の3は、出産被保険者に係る届出に必要な書類のほか、出産予定日の6か月前から届出できる旨を定めるものです。

3ページをご覧ください。

第25条第2項第1号は、第22条の3の追加に伴い、個人番号に係る説明の引用法令を削除するものです。

最後に改正附則といたしまして、第1条では、この条例は令和6年1月1日から施行することとし、第2項では経過措置といたしまして、国民健康保険税の適用を令和5年度分のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分からとする旨を明記いたしました。

なお、本改正案につきましては、去る11月27日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただきましたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

子育て世代のさらなる負担軽減と次世代育成支援等の観点から減免、減額を行うという趣旨であるということではありますが、本改定による人数と申しましょか、影響額ですね、どの程度になるのか。

それからまた、これは手挙げ方式なのか、それともこちらで全部整理といいますか、きちんと行うのか、その辺について確認をしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 初めに、本制度の該当の人数と影響額というご質問ですが、令和5年12月1日現在、該当される被保険者の方はおりません。出産予定の方が、現時点で国民健康保険の被保険者の中にはいらっしゃいません。今後想定されるとしたら、出産予定日の方が転入してきた場合ということになると思われれます。

あと手挙げ方式かということですが、基本的には申請方式でございますので、ご本人もしくは世帯主の方からの申請書の提出が必要となりますが、出産等の届出等もございませので、その際にはお声がけができるかなというふうに思っておりますが、必要書類を出していただいてからということになりますので、基本的にはこちらからの働きかけというよりはご家族の方からの申出という形でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これはすみません、説明の中にあつたのかも分かりませんが、期限というのはあるんですか、どうかということですね。

それと、手挙げ方式という中で、例えば届出等のときにお声がけができるという話も今ありましたけれども、きちんと広報はすべきであると思うんですね。婚姻形態も今様々ありますよね、中身は申し上げませんが、ということもあると思いますので、そういう面では、それから、受付のときにきちんとこうした制度の、これ以外にも制度たくさんあると思うんですけども、そうした中に、今般これが可決成立した後は、そうした制度をきちんと紹介すると、一連の中に。何とか手帳とかいろいろありますよね。ちょっとごめんなさい、詳しく承知していないんですけども、様々あると思いますので、そうしたものの中にきちんと位置づけるということが大事じゃないかなと思います。

冒頭に言いましたけれども、この制度の期限があるのかも含めて答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（滝口一浩君） 金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） まず、申請が6か月前からできるようになっておりますので、そちらで受付を開始いたします。

時効という言い方が適正なのか分かりませんが、期限等については現時点で、すみません、

そういった記載がありませんので、転入とか転出とかで保険者が変わったときはきちんと連携をしてやるというところで、4か月分を必ず減額するということにはなっておりますが、時効等期限については、すみません、現時点で示されている資料がございませんので、確認をして回答するという形でもよろしいでしょうか。

すみません、締切りについてですよね。締切りについての資料、持ち合わせておりませんので、確認してお答えする形でもよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井議員、どうですか。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

手挙げ方式ということなんですよ。そうしないとこれ議決含めた条件が整わないんじゃないですか。

（金井税務住民課長「すみません、確認しますので、ちょっとお時間いただいてもよろしいでしょうか」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） ここで10分間の休憩といたします。

（午前10時50分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

○議長（滝口一浩君） 金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ありませんでした。

先ほどのご質問にありました申請の期限等につきましては、今回のこの産前産後の減免の制度につきましては、税の更正に当たる手続になりますので、地方税法第17条の5に基づきまして、法定納期限の翌日から5年間というふうになることとなります。

対象者の方の漏れがないように、保健福祉課の保健師さん等と連携を取りながら、申請手続を取っていただくように努めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第5、議案第5号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

全町公園課長より議案の説明を求めます。

伊藤全町公園課長。

○全町公園課長(伊藤広幸君) 議案第5号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、御宿町におけるごみ処理手数料について、平成24年度の指定袋導入以来、手数料の改定を行っておりませんでした。前回の改定から10年が経過しており、また、今回改定します持込み搬入に係る手数料は長年の間据え置かれておりました。こうしたことから、指定袋と持込み搬入等に係る負担差が生じているため、負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図るため見直しを行うものです。

また、御宿町における近年のごみ排出量は緩やかな増加傾向にあり、併せてごみの減量化、資源化に向けた取組を行うことで、排出するごみへの意識の向上やごみ処理施設への負担軽減、環境への負担軽減となるよう、御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

それでは新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後になっております。

別表中「(第7条)」を「(第7条関係)」に改める改正につきましては、文言の整理をするものです。

収集の項及び搬入の項中の家電リサイクル品1kgにつき「3円」を1kgにつき「20円」に改める改正については、個人からの持込みされたまたは戸別収集した家電4品目の指定取引場所へ搬入するための手数料の改定でございます。

搬入の項中の事業所（者）以外1kgにつき「3円」及び事業所（者）1kgにつき「6円」を一般家庭又は事業所（者）が排出する一般廃棄物（燃やすごみ）1kgにつき「20円」に改める改正については、可燃ごみの持込みに対する手数料の改定です。

附則でございますが、本条例の施行日を令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

私はこの辺の協議会のときにもさんざん言ったと思うんですけども、こういう値上げって我々議員だけが聞いて町民は知らない、そういうことっていいんでしょうか。ましてや生活に密着しているごみ排出料金の値上げです。

私、今質問をしますけれども、まず、この値上げって手数料総額において幾らの金額になるんですか、第1点。

2点目は、個人負担は、通常平均しまして、それは人口であれば平均しちゃうんですかね、個人の負担増が幾らになるのか、これをまず出していただきたい。

今、ロシアのウクライナ侵攻とか、ガザ地区にイスラエル軍が報復攻撃をしていますよね。これによって、日本は輸入大国ですから物価が高騰しているんですよ。これに輪をかけて10年ぶりだ、やれ何だからと言って、私はやっぱり広報的に、これからこういうことを実施してもらわないと値上げになっちゃうんですよ。そういうことを皆さんに周知徹底することがまず第一じゃないかなと思うんですよ。その後を守らなかったら、報復だというわけではないんですけども、値上げすることも致し方ないねと。これはごみの減量化を図る大前提があるんですよと、再利用もあるんですよと、そういうことをアナウンスして、町民に分かってもらうようなことをやった上に値上げするのは、私は致し方ないと思っていますよ。

こういうこともしないうちに、いきなり我々議会のほうに、値上げしたいんですけどもどうなんだいと、そういうことを突きつけられているわけなんですよ、このことは。とてもとても承諾するわけにはいかないです。

私個人の問題じゃないです。町民全体の話です。食うに食えない方もいらっしゃるわけですよ。非課税世帯も増えているし、高齢者も増えて、結局生活保護も増えているんですよ、これは現実、データの的にも。そういうこともやっぱり考慮した上で行政運営をしてもらいたいなという思いがありまして、私自身これについては、値段を聞きますけれども、いかんこれは納得し難いなと思っている次第です。

じゃ、取りあえずその2つのことについて、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず、幾らこの値上げによって改定がされるかという視点でお答えさせていただきます。

今回の改正によりまして、増額の見込みにつきましては、全体額が令和4年度ベースで計算しますと1,100万円程度になるかと積算しております。

それからもう一つ、平均して幾らぐらいかということでございますが、これは令和3年度ベースで試算したものでございますが、一般家庭で1回当たり1,099円の増で試算をしてございます。

それから、一般と事業者の今までの負担がちょっと異なりますので、まとめて幾らという計算はできないんですけれども、個人については1回当たり1,099円程度、事業者については年間当たり5万4,000円程度という試算でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

これは1,990円という、細かい額になってあれですけれども、1か月当たりだったら6,000円じゃないですか。1日当たり1,990円でしょう。大体2,000円にしても、1か月当たり6,000円ですよ。これだけの値上げってとても容認することではないですね。

それで、私このごみが、日頃から思っているんですけれども、一般会計予算から全て支出しているんですよ。じゃぶじゃぶなんですよ。足りなければ一般会計から持っていけばいいということですね。水道会計みたいに、一応2,000万円は毎年一般会計から出ていますけれども、ごみ処理は一切、やっぱりこの歯止めというか、会計基準というか、実際去年と何だかんだと比べた場合でも、一般会計からごみ処理を処理しているのはいかかなものかなと思うんですよ。

これ直接関係ないといえば直接関係ないのかもしれないけれども、やっぱり特別会計、収入を得るんだから、特別会計でもうけて収支をはっきり明らかにして企業努力する、一般会計、

独立してあるということは企業会計にしているわけですから、それによって経営の安全とか、いろんな項目がある中で処理していくのが私はいいのかなと。それだけ厳格に計算した上で、どうしてもこれだけやっても駄目なんだということであれば値上げするとか何か、これはあくまでも公共料金なんですよ、公共料金。水道と同じですよ。公共料金なんですよ。公共料金をたったこの議会だけで決めて上げちゃうなんて大それていますよ。

やっぱり1年間、こういうことをしてごみ処理を減らせよと、減らしてもらいたいんだよという町の方針を出した上で、でも全然やってくれないということであれば、これは値上げせざるを得ないんだよという形で周知徹底だと思いますよ、皆さんに、町民の方々に。それをしないままに値上げということ、私は私の支持者とか何かには説明責任ができないですよ。

ですからぜひとも、前から私もそれは言っていると思いますけれども、そのぐらい町民にしっかり説明責任をして、それでその後今回みたいな形で、それをしたいんだよという提案があれば私は受け入れたいと思いますけれども、いきなり議会にそうやって来ていることは承服しかねません。

私は以上です。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） ご意見ありがとうございました。

このたびのご提案の内容は持込みごみの料金の改正なんですけれども、御宿町のごみ処理体制、収集体制は指定ごみ袋が基本です。それで大まかな数字を申し上げますと、全体排出量がおおよそ3,000トンです。持込み量500トンです。大体6分の1なんです。指定ごみ袋は1枚幾らで皆さん収集場所に、排出場所に置いていただいています、そういう状況でございます。

それで、議員協議会等でも私少しだけ説明させていただきましたけれども、とにかくこの改正の一番の基本は減量化対策なんですよ、減量化。といいますのは、御宿町は地理的な条件の中で、一つは常住者の住民の皆様のほかには別荘人口といいますか、別荘関係がかなり他の市町村と比べると多いのかなと思ひまして、それと観光客ですね。観光客が来て置いていったごみがやっぱり全部排出量の中に入っていますから、その辺で1人当たりの1日ごみ排出量なんかも多くなっている、全体も多くなっていると私は理解しております。

そういう中で、今非常に困っているのは、清掃センターに持ち込んでくる方が、全部住民なのか、あるいは別荘の方なのか、ほかから事業者が来ていないか、その判断が非常に難しいというか、なかなかしにくい場面もあるんです。

一つは減量化、これは本当の、この提案をさせていただく第一、減量化対策ですから。そう

ということで一つには、周囲の隣接する市町がかなり持込み量は規定しておりますので、同等の金額に近い形で決めておりますので、近隣のほかの町から持ってくる可能性もかなりあるんじゃないか、それなりに推量するとあるんじゃないかなと思っておりまして、その判明の仕方も研究しなくちゃいけないんですが、一つにはほかの市や町と同等程度のものであれば、その辺は、目に見えない状況なんですけれども、かなり減ってくるのかなと思います。

それと別荘の方々が来られまして、何日間か滞在してごみを出していく。それがどのくらいあるのかなと。私は先日、必ず別荘の方は来たときに水道を使用しますから、例えば何人に来て、2か月間なら2か月間に何立米使ったと、その辺で1人当たりの滞在とか、出したときに水の使用量と住民の水の使用量を比較して、それは概算ですけれども、ある程度の滞在日数とか滞在人口、滞在人数が把握できてくるんじゃないかなと指示したところなんですけれども、そういうことなんです。

そういうことで、非常に今おっしゃるとおり、社会状況としては本当に物価高騰の中で非常に厳しい内容なんですけど、持込みの部分についてはそういう状況がありますのでお願いをさせていただいたわけです。

同時に、とにかく第一目標は減量対策です。そういうことで、もう一点指示しましたのは、保健福祉課とか各課にわたっているいろんな町内で事業をやっていますよね。にこにこ教室とか、いろんな福祉、介護の事業をやって、そういうところに行って出前講座をやりなさいと。お店とか、公共施設とか、貼り紙しても駄目だよと。今まで貼り紙してこういう状況なんだから駄目だよということで、出前講座をやりなさいと。そういう事業が終わったときには必ず1時間、2時間行って、一対一で町民の皆さんに説得しなさいと、減量化について。広報を出しても、ポスターを貼っても気づかない人、見ない人が多いですから、なかなか変化がない。一対一でやりなさいと指示しておりますので、これは実践します。

それともう一点、少し申し上げましたけれども、今いすみ市さんのごみを受け入れてまして、人口割、ごみ量割が6割、4割です。かなり今言った状況の中で、1人1日当たり排出するごみの量が非常に御宿は比較して多いんですよ。この前、表で資料をたしかお出ししましたけれども、千葉県内で54市町村のうち51番目ぐらいになっていますけれども、そういうことでとにかく減量しなくちゃいけない。減量化を実践して、ごみ減量化出前講座実践計画を立てて、例えば1か月に最低2回ぐらいは出て行って説明しなさいと。体を動かして町なかへ飛び出していけということを今指示いたしたところなんですけれども、そういう具体的な行動に移りますけれども、そういう中で、それと概略なんですけれども、となりのいすみ市さんのほうから

も非常にその負担割の変更をご意見をいただいています、例えば概算ですけれども、いすみ市さんがそういう意見を取り入れて協議をもしるとすれば、1,400万円の増額になります。負担割を変えた場合、人口割は今6割ですけれども、ごみ量割が4割、そういう形でやっておりますから、とにかくちょっと待ってください、減量化に努力しますからということでやっていますけれどもね。

とにかく減量化待ったなしですから、そういうことでこのたびのこの条例をお願いしているということでもあります。

いずれにしても、いろんな条件の中で、減量化は厳しい環境の中にあるんですけれども、とにかく努力なさいということで、今申し上げましたように、町民の皆さんの基本的なことは指定ごみ袋ですから、それでやっていただいて、清掃センターに持ち込む場合はこういうことで、隣接した市町とほぼ同等のような改定をお願いしているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 町長から力強い話がありました。話は話で、講座でやることはいいことだと私も思います。

ところが、人って実際に実行しないとできないと私は思っているんですよ。以前よかったのは、コンポストを各家庭に購入して設けて、特に残菜、これやっぱり水を含みますからかなり熱量が増えるんですよ。とか、いろんなものをそこに入れて、それでそれを肥料にしていくというようなことを、何年前だったですかね、ごみ処理の課のほうは努力していたと思います。

そういう、単に講座じゃなくて、出前じゃなくて、やっぱりこの1,100万円を収入として得るんだから、そのための予算を投入して少しでも減量化に役立つようなね、ただ収入を別なところに使っちゃうんじゃなくて、これを利用してごみの減量化に、いろんな方策はあると思います。

これを町民の方に、町民とは限らないという話は言っていましたけれども、でも基本は町民ですよ。ですから、町民の人たちにいろんな形で投げかけていく予算として使っていったらどうかと思うんですね。その辺は町長、どうですかね、1,100万円。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） ありがとうございます。

コンポストによる減量化は実際に行っておりますけれども、活用はなかなか少ないみたいで

すけれども、これも当然強化していかなくちゃいけない。

減量化対策にはいろんな方法があります。10も20もありますから、それを実際に気持ちを入れて根気よく減量化をしていかなくちゃいけないと考えております。

そういうことで、とにかく町民の皆様が目覚めていただかないといけないので、同時に、外から持ってくる持込みについてはこうですよ、基本は指定袋ですよと、しかしながら当然量的に多い少ないはありますけれども、各家庭から持ち込む皆さん、当然いらっしゃいますので、そのときはもうご負担をかけざるを得ないんですけれども、そんなことで、減量化対策はいろんな面を、ただ計画でつくっただけじゃ進まないです。体を動かして実践をしなくちゃいけない。これをしっかりと実行していきたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 最後に、そういう町長の実践方法が今述べられましたので、ぜひともそれを実行に移して、ごみの減量化が本当に図れるかどうかを、データを取りながら、1年間実験というか実測して、とにかくやってみてください。そしてそれを我々に発表してくださいよ、絶対にね。こうしてやって減量化を達成できたと、そうであれば私も納得しますけれども、そういう思いがあるみたいですから、併せてそういうことをやってもらいたいし、外の人急に50円になっちゃうのもいかなものかな。何で急に上がっちゃうんだよと。その辺の対策もやっぱり考えておかないと、御宿のイメージが落ちるので、単にただ上げるだけじゃなくて、何か表示したり、前からずっとこれから値上げますというような前振りをして、何月から値上げますという形でそういう前振りもやって、理解を得ていくような形にしないと、外から持ってくる人だって分からないですけれども、いろんないい人いっぱいいますから。だから、ぜひともグラフに書いて、ちゃんとこれだけ減ったよという形を見せていただきたいなと思います。

以上です、私は。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） おっしゃっていただきました住民への周知はしっかりとやります。同時にその結果について、皆様方にしっかりと報告させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

私もこの議題を、この値上げについて初めてご説明を受けたときに、今の土井議員のご意見と全く同じことを申し上げましたし、今でも同じ気持ちであります。

減量化が一番の基本だという町長のご説明、今ございました。いわゆる減量化のための工夫、努力が一切、今まで細かなことはやっていらっしやっただろうかなとは思いますが、頑張っているな、ちゃんとやっているなという印象は全く、申し訳ないですけどもありませんでした。

それをやってから、もう本当に土井議員のおっしゃるとおりだと思います。ここまでやっても減らないなら、もう値上げするしかないよというお話ならば誰もが納得できると思うんですが、少なくとも現時点では、何回か協議会でもご説明をいただいたんですが、結果一言で言ってしまえば納得ができないんですね。

持込み、越境ごみというような言葉が協議会の説明では飛び交っていましたが、越境ごみが多いんだとか、いやいや町の住民の方たちの心がけとか、ごみへの、減らそうという意欲が足りないんだとかいろんな話が出てきて、確かにいろんな要素が絡んで複雑な難しいことだとは思いますが。でも、その分析もまだまだ足りないし、分析結果を我々に説明する、要は我々議員が説明を受けてよく分からないなと言っているうちは、ましてや町の皆さんには到底ご理解いただけないと思うんですね。

ですので、先ほどの町長のご説明の中にも、こういうケースが多いんじゃないかな、「じゃないかな」という言葉が何度も使われていました。やっぱりそこは数字で出して、ぴったりの数字じゃなくてもいいんですよ。でも推計でこのくらいであると、こういう調べ方をして、こういう数字が出てきているというようなことはせめて出していただいた上で、値上げして今までどおりのごみの量だったら、値上げしたら幾らの増収になりますというご説明はありました。でも一番大事なのは、だってごみを減らしたいんですよ。なので、この値上げをすることでこういう利用がこのくらい控えられて、このくらいのごみが減るんじゃないかと。こういう人たちが持ち込まなくなる、越境ごみという本来持ってきてほしくない人たちが持ってきてしまっているという人たちが仮に減ったとしたらこのくらいになるとか、あるいはそういう人たちは今この程度いるというような数字がやっぱりないと、全く説得力がないんじゃないかなというふうに思います。

ですので、いろいろ申し上げましたが2点です。土井議員おっしゃったとおり、まずはやるべきことをやる。町長はやるとおっしゃいましたので、やってから値上げでは何でいけないのかなということも含めて、ちょっとご検討いただければなというふうに思います。

一つは、あとはデータをきちっと出してほしいというご意見も協議会でも出ていたと思いますので、なかなか取りづらい数字であるというのは重々分かります。でもそこを何らかの工夫をして数字を把握しないと、どのくらい持ち込んでほしくない人たちが持ち込んでしまっているのか、どのくらいの量なのかというのも、分からない、分からない、数字がないと言われていた間は我々も納得できないし、繰り返しになりますけれども町の皆さんにも納得していただけないんじゃないかなという気持ちでおります。その辺についていかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 減量化を一日でも早く出発したいということなんですよ。そういうことで持込みに関する、越境ごみという言葉は今使わせていただきましたけれども、その判断がなかなか難しい部分がありますので、ただ料金が、例えば3円、6円と20円では全然違うじゃないですか。やっぱり御宿へ持っていけばこれで受け入れられると、そういう環境、状況をいつときでも早くなくしたいと。ごみ減量化につながる状況を少しでも早くなくせば、減量化につながっていくでしょうと。

外から持ってくる越境ごみ的なごみが1割あるのか、2割あるのか、3割あるか、極端に言えばつかめていない、つかみにくい。だからこの要素をなくす。それだけでも少しは減量化につながるだろうというのが1点。

同時に、先ほど言いました観光ごみについて、どういう計算の仕方があるのか。あるいは別荘ごみに対してどういう把握の仕方があるのか。同時に進めますけれども、とにかくそういう、いすみ市さんとのいろんな協議もありますけれども、少しでも減量化を進めるために一日でも早く出発したいということで、本日このような条例をご提案させていただいたということでございます。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 一日でも早くというお言葉を町長繰り返していらっしゃいますけれども、それではお伺いします。

協議会でこのご説明があって、その日、減量化、もっと先にやることがあるんじゃないかというお話が出たと思います。あれからもう何か月たったか、私ははっきり分かっておりませんが、一日も早くというお言葉がありました。何かしらのアクションがこれまでされたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 先ほども申し上げましたように、実際にいろんな資料を作ったり、あ

るいはポスターとか掲示板を作ったり、そういう作業は担当課でやっておりますけれども、またいろんな対応はしていると思いますけれども、それじゃやっぱり今までと同じような効果でするので、なかなかかなり明確な減量が出てこないんじゃないかということは申し上げているんですけれども、そういうことで、とにかくこの数か月ですか、準備期間として捉えていただければありがたいなと思っております。

先ほど申し上げました出前講座とか、そういうものは現在やっておりませんが、同時にこれから実際にやっていきますので、そういう状況でございます。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 町長のほうから私のほうに、これからの減量の取組ということで、かなり多くの指示が出ております。また、住民ばかりでなく、二地域居住で御宿に暮らされる、生活される方の分析についても、こういう方法で出ないかとか、こういう視点で分析できないかという指示もいただいております。

その中で、令和3年、令和4年の持込み、あるいは過年の処理状況を見まして、やはりかつての御宿町の夏中心のごみの処理から、今は5月、春先、これと夏、それから10月の秋口、それから12月と、年間を通してごみの量が多いような状況でございました。また、多い月と少ない月につきましては70トン程度違いがございます。これが一概に住民登録のない方の排出かどうか、これについてもまだ分析をする必要がございます。こういった中で準備をさせていただいております。

これにつきましてはまた、しっかりと分析ができましたら、計画に反映させながら事務を進めていきたい、目標を達成するための手段に取り組んでいきたい。今、現段階では住民に対するお知らせばかりでなく、二地域として住民登録のない生活もございますので、こういった方に向けた発信も必要じゃないかというようなことでございます。

今、北村議員さんからご質問のありました、何かもう既にやっているのというご質問でございますけれども、全町公園課のほうでは、今廃油の回収、廃食用油ですね。こちらの回収ができないかということで準備を進めております。これにつきましては、今まで布切れですとか新聞紙等で吸わせてごみとして排出されておりました。こういったものを住民からごみに出されるのではなく、バイオディーゼルですとか環境に優しい石けんとかにも利用できますので、こういったものを回収して資源としてできないかという取組をしてございます。そのほかにも、町長のお話にありました出前講座、こういったのができないかというようなものも検討させていただきます。

この御宿町では、一般廃棄物ごみ処理計画を平成23年2月に策定しまして、令和7年度までの15年間で定めて取り組んできております。この間、住民の皆さんの努力によりまして、本計画策定前はもちろんですが、指定袋導入後におきましてもさらに努力をいただきまして、ごみの減量化のため分別の徹底やリサイクルに地域を挙げて取り組んでいただいております。

行政としましては、改めて振り返りますと、啓蒙活動についてさらに深いところまでやらなければいけなかったんじゃないかということも反省がございますけれども、改めてSDGsや地域課題の中から整理をし直して、皆さんと共にきちんとリサイクルを含めて資源を大切に、結果、住民の皆さんのご負担が減るように、ごみの減量、資源化に取り組んでいきたいということで考えております。

それから、先ほど土井議員さんのほうからお話のありました1,100万円、この改定によりまして値上げする、こういったところもこの計画を進める中で、その中から幾分かでも住民の方の活動に資するような使い方をさせていただけないかということも検討しております。また、この後予算協議、財政との調整がございますけれども、その中からそういう費用に使いたいということで、全町公園課として今考えているベースですけれども、これから協議というようなことで、住民のごみの減量化の活動の資力になるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 最後に、私は伊藤課長にもたくさん時間を割いていただいて、この件についてはいろいろ現場のご苦労等々も伺っております。ですので、非常に少ない人員で、この非常に難しい課題に取り組んでおられるということで、そのご苦労も重々分かっているつもりですので、町長からたくさんの指示があるということも、それをこなすだけでも大変なんじゃないかなということも感じつつ、ですのでやはり町長にお伺いしたいと思います。

指示を出す出すでも、なかなか苦戦する部分もあると思いますので、まずこの啓蒙に関しては、町の中でごみの問題に関心の高い方たちが一定数いらっしゃると思いますので、ぜひその方たちの協力を仰ぐ、あるいは知恵を借りるということをやらないと到底、これ目に見える形で、分かりやすい数字が出てごみが減ったねというのは相当難しいと思いますので、そこは本当に今までのやり方とは違ったような形で取り組んでいく。ポスターだ何だというのは町長もおっしゃったとおり、出前とかいろんなアイデア、ほかにも出てくると思いますので、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あとはやはり分かりやすい説明の仕方ですね。なぜ値上げをしたいのか、しなきゃいけない

のかというところですね。やはり減量化のために料金を上げるというのは過去にもやってきていると思いますし、どこの町でもやっていると思いますが、一時的な効果はあれど、だんだんその金額に慣れてしまって効果は薄れていくというのが世の常ということで、まさに御宿町もそうだったと思います。

過去に有料袋、指定袋で高いねなんて思ったんだけど、だんだん慣れてきて、気がつかないうちに真綿で首を絞められるかのように、毎日の生活の必需であるごみのお金がじわじわ効いてきてはいるんですけども、でもそのためにごみを減らそうというところまではいかないというのが、人の気持ちというのはそういうものなんじゃないかなと思いますので、一番の基本は減量化対策です、値上げしますでは、やっぱり納得がいかないところ、じゃ、どうやったら納得できるかというのを、いろんな数字を並べてみたり、あるいはこういう選択肢もあって、こういうやり方もあるんだけど、でもこういう検討を深めた上で、我が町はこの選択でごみの減量化に取り組んでいきたいというような説明の仕方、そしてその説明が分かりやすく示されているような資料、こういうものをご準備いただいて、そういったものがそろった上で、改めてこの値上げが必要だという判断になったのであればご提案いただくということが必要なんじゃないかなと思います。そういう意味で時間が必要というふうに私は思います。

最後にお伺いしたいのは、私としてはまだまだその機ではないというふうに思っているんですが、なぜ今なのか。準備整っていないのではないか、いろんなご意見がほかの議員の方からも協議会でも出ていましたけれども、なぜ今急いで値上げをしなきゃいけないのか、その点について改めてご説明をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 答弁が繰り返すような形になりますけれども、とにかく少しでも早く減量化に対応したいということであります。

そういうことで、具体的な行動に出なくちゃいけないということで、先ほども申し上げました、例えば出前講座をするときにどういう団体とか、どういういろんな事業があるのかなということで、例えばこれが、ひとつひとつはこれから担当所管ともいろんな協議を進めていなくちゃいけないんですけども、例えば保健福祉課において巡回型元気いきいき教室とか事業やっています。食生活改善会定期講習会、介護予防サポーター養成講座、あるいは関連団体として、今おっしゃられました、かぐや、ふれあいの家、あるいは老人クラブ連合会、あるいは R e l i s h 東南風とか、こういうところで出前講座をやって、とにかく一人一人に一日でも、少しでも早く、これはもうどんどん本当に一日でも早く早く進めたほうがいいと思いますよ。

時期を見る場合じゃないですよと私は思っているんですけども、一人でも多くご理解をいただくように一対一で、マンツーマンでご説明することができればなど、そういう仕組みでいきたいと考えております。

そういうことで、とにかく減量化というのは、昨日もいろいろな一般質問等をいただきまして、SDGsの関係もごございますけれども、非常にごみというのは重要で大切なことですので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 今、町長のほうからお答えがございましたが、これについてはもうごみの減量化、資源化が急務だというような内容に終始しておったような印象でございましたので、改めて何で今回のタイミングでやるのかという、そもそも今回の手数料の見直しについてでございますけれども、先ほどの説明と重複するところがございますけれども、今回の手数料見直しにつきましては、平成24年度の指定袋の導入に際しまして、定額制から現在の排出量に応じた受益者負担をいただくごみ袋制、従量制へと見直しを行っております。以来10年間、ごみ処理手数料の見直しを行っていませんでした。

その後、焼却施設に係る経費も上昇しまして、人件費や施設整備費を除く1キロ当たりの処理費用は当時22円ございました。現在、令和4年度の決算ベースで見ますと、人件費や施設整備費を除く1キログラム当たりの処理費は31円と上昇しております。

また、今回改定します持込み搬入に係る手数料は、昭和63年から35年以上据え置かれている状況でございました。これは、指定袋導入の際にもいろんな経済事情の中で据え置かれたものと理解してございますけれども、35年の間、同一料金でずっと来ていたと。そういった中で、指定袋と持込み搬入に係る負担に負担差がございます。この負担の公平性を正す、適正化させる観点から、今回料金改定をお願いする。

また、この改正で増額になりましたものにつきましては、今後進めてまいりますごみの減量化、資源化の活動にも少し回して加速できないかというような視点も持って、今回、後じゃいけないかという議論もございますけれども、その一般財源からここに、ほかの財源を削ってさらにそこに投資する、この財源を確保する必要がございます。そういったいろんな総合的な視点から見まして、今回受益者の負担の適正化を図りながら得た収入、ものについてそういう活動の費用に回したいというのが担当課のほうの考えでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ございませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

前段者がおっしゃられるとおりでと思いますが、まず、改正前と改正後で今度の改定案というのはそれぞれ何倍になるのかということですね。

それから、先ほど幾つか説明もいただきましたけれども、まず1点目は1人当たりのごみ量、54自治体のうちの51番目ということでありますが、これがどのように変遷されてきたのか。

先ほど課長、2010年だったと思いますよね、たしか西暦でいうと。それに基本計画が策定されたと。

ちなみに平成23年1月なんですけれども、夷隅地域循環社会形成推進地域計画と、これは広域で、このときは事務処理、広域で一部やっておりましたので、このときに計画を策定しております。今述べられてきたようなことが、この中にもう既に述べられていますね。循環型社会形成ですからね、国の法に基づいて。今、町長がずっと述べられてきたことがこんなにきちんと定義も含めて述べられています。何年たつんですかね町長、と言いたくなりますが、その前に、こういう計画があった中でどういうふう到我が町、特に今般提起されている部分、それが変遷してきたのか。これは別に未来のことじゃありませんね。過去のことでございますから、的確な答弁をいただけたらと思っております。

それからもう一点、先ほど町長答弁の中に、ごみを減らしたいという中に、いすみ市から御宿町はごみ受けてございますよね、旧大原町だと思っておりますけれども。その負担割合、これを変えることによって1,400万円程度の、旧大原町ですか、負担が下がるという、多分そういう意味合いだと思うんですけれども、それはいつから広がってきたんですか。それは1年前ですか、2年前ですか。これも過去のことでございますので、調べなくても分かると思っておりますので、答弁いただきたいと思っております。

それから、前段者でもありましたけれども、事務局にちょっと、私10月1日以前のことは分かりませんので、10月1日以前に今般の事案でどういう協議がされたのかということで資料を頂きました。2月17日だったと思うんですけれども、ごみ処理手数料の見直しということで、令和5年2月21日に議員協議会で、見たところ全く同じようなスキームのものが出されております。年度またぎですよ、町長。これ2月ですから、予算入れられますよね、町長。調整権は長がお持ちだと思いますよね、予算調整権。議会は一切ございませんので。

先ほど質疑にもありましたけれども、しっかりと報告をいたしますという話がありましたよ

ね。それがまだ協議中なんですか。廃油、新たに検討したいと担当はおっしゃられましたよね。令和5年2月21日には全く問題意識あったわけじゃありませんか、町長。どういう説明されたのか分かりませんよ。けれども、多分そういう問題意識の中、約1年前ですよ。これは直近の話です。この3点、きちんと説明していただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） それでは私から、取りあえず2点、お答え申し上げます。

千葉県内における、現時点、最近の情報として51番目ということは、実際に、先ほども申し上げましたけれども、御宿町の立地環境といいますか、やはり観光客とか、あるいは別荘人口がかなり多いということで、その辺のしっかりとした分析をしなくちゃいけないんじゃないかなと思っております。それを何かそういう決まりというのがなかなかないようで、しかしながら、これはもう当然のことながら、しっかりとした算出をやるために県と協議したほうがいいよと言っているんですけども、その辺もやらなくちゃいけないとは思っております。

そんなことで、もう一点、2月に会議があったけれども、それからもう1年近くたっているじゃないかということでございますけれども、いろいろ内部で協議しまして、それなりに準備をしたり、実践したりしておりますけれども、非常に目立たないというか、大きな動きが出ていないことは全くそのとおりでございますので、反省いたしております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 質疑の途中ですが、ここで13時30分まで休憩いたします。

（午後12時02分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） お時間をいただき申し訳ありませんでした。

石井議員さんからのご質問ですけれども、1つ目が御宿町の排出量の推移ということで、順位を含めて経過をお話しさせていただきます。

御宿町、平成22年度、2010年度でございますけれども、1人当たりのごみの排出量は1,422グラムでございました。順位のほうは54位ということでありまして。それから、平成24年が、ちよっと飛ばしますけれども1,271グラム、53位でございます。それから、平成28年が1,167グラ

ム、52位でございます。それから、統計の取れています最終、令和3年が1,202グラム、順位のほうが53位ということになっております。

それから、2点目の御宿町といすみ市のごみ量ということで、今ちょっと手元にあるのが平成24年が初年になります。これは、いすみ市でも旧大原分ということで抜き出しをしておりますので、手元に用意ができていたのが24年からということで、ご説明させていただきます。

24年が、御宿町が2,927.66トンでございます。それから、旧大原分が5,252.19トン、合計で8,179.85トンでございます。それから、中間の平成28年が2,561.43トンでございます。旧大原分が5,019.68トン、合計で7,581.11トンです。それから、令和3年が2,539.87トン、旧大原分が4,424.02トン、合計で6,963.89トンでございます。それから、統計には出ておりませんが、令和4年度は2,498.43トン、旧大原分が4,297.26トン、合計で6,795.69トンでございます。平成24年と一番直近のを比べますと、御宿町のほうの減量のトン数は429.23トンでございます。旧大原分の減量は、平成24年度と令和4年度を比べまして954.93トンでございます。2点目は以上でございます。

それから3点目ですけれども、令和5年度の当初予算、2月のご説明の中で当初予算の持込み手数料に入っているのかということだったかと思っておりますけれども、これにつきましては、当初予算が1,074万7,000円予算措置してございますけれども、このうち300万円程度、改定があったときの場合ということで見込ませていただいております。これにつきましては、2月に提案させていただいて、3月に承認を受けてということで、会計の予算のほうの精査が進んでおりました。その中で、調整がし切れなかったものについて、令和5年度の歳入の状況を見て減額させていただきたいということで、当初予算に盛り込まれておりました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番です。

数字の変遷は分かりましたが、私はそれで評価はどうかと。1,400万円、例えばですね。いすみ市との関係で1,400万円、負担割合を変えることによって、いすみ市と御宿町の負担する金額が変わるというご説明ですよね。それがだから、なぜそうなったのかということなんですよ。今の説明ではそれはよく分からない。数字的には同じような数字でずっと推移していると。減れば減るということですよ、簡単に言ったら。そんなに大きな変化はないと。ちょっと聞き取りなので細かい数字は分かりませんでしたけれども、ですから、そこが分からないので、それをきちんと説明していただきたい。

それから、本年度については、2月に説明した資料に基づく予算措置をしてあったということですよ。

私が聞きたいのは、それもあるかも分かりませんが、町長がずっと今日おっしゃっていますよね。今すぐにもやりたいんだと。減量化がしたいんだと、おっしゃっていましたよね。ですから、それが先ほども、語尾がよく聞き取れなかったんですけど、事務に終わってしまったような説明を町長ご自身されましたよね。それで、前段者の質問等で、例えば出前講座は大変有効だと考えているというお話もいたしましたよね、町長ね。

昼休みこういう資料、ちょっと小さいからあれですけど、これ「イモが地球を救う サツマイモの大量生産成功 近畿大学」という資料なんですね。これは、週刊大阪日日新聞2023年6月10日のネット報道でございます。これ、町長覚えておられますか。ちょっと僭越ながら少し読ませていただきます。

研究グループは、これまでもサツマイモを大量生産する方法の開発に取り組んできたが、今回は処理した下水を液体肥料として利用することを検討。サツマイモの苗を植えたポットを3段に並べ、6月から11月まで160日間、下水処理水を供給して栽培したところ、葉が大量に増殖し、サツマイモの収量は19.5平方キロメートルとなった。また、冬場でも水温を15度C以上に保って処理下水を供給したところ、越冬栽培に成功し、8.4平方キロメートルを収穫。年間生産量は25.3平方キロメートルとなり、通常農法の全国平均2.4平方キロメートルの約10倍の収穫に成功したと。この先生は、メタン（天然ガス）も水素も国産化することで、肥料、飼料、食料、エネルギーの全ての自給率を劇的に高められるだけでなく、地球温暖化対策のゲームチェンジャーにもなり得る研究成果ですと、この先生はコメントされております。

聞くまでもないことなので、ご紹介いたしますけれども、2016年2月16日、公民館で、この先生をお呼びしました。先生の名前は近畿大学生物理工学部鈴木高広教授でございます。このときは、第一部に、先生はこのときの2016年現在で「イモが地球を救う」ということで講演をされました。二部は、先ほど町長がお話ししたとおりなんですね。これは段ボールコンポストの実演ということで、御宿の町民じゃありません。大多喜の女性の方に、わざわざ御宿町にお越しいただきまして、段ボールコンポストの実演をしていただきました。このとき、約30名以上だったかなと思います。公民館の2階ですね。このとき、一部で先生、講演をされて、二部、先生ずっと細かくメモを取られていました。町長は所用ということで、お見送りを私がさせていただきますので、そのとき先生にお伺いしたんです。今日は熱心にメモを取られていましたねとお伺いをいたしましたら、私ね、ニュース等では見たんですけど、こういう

市民の方が実際やられている現場、しかもその報告を聞くのは初めてですと。今日は大変勉強になりましたと言って帰られました。2016年ですよ、町長。

こうしたことを、いろんな取組、町民がいつやめてくれっておっしゃいましたか。誰がやめたんですか、これ。たしかこのときも、何度も質疑してもいけませんので、やはりこういう取組の中で、ごみの減量、それからいろんなコンポストが、いろんな施策は組んだんですけども、そうした中で実質的には少しごみを減量したということも伺っております。急に取組む話じゃないんじゃないですか、町長。2016年に、これ町長自身が取組まれたお仕事ですよ、町民と共に。しかも大多喜の町民まで呼び出して、近畿大学の教授をお呼びして。

それで先ほど言いましたね。目覚めてもらうっておっしゃいましたね、町民の皆さんに。どういうことですか、町長。目覚めるのはどっちなんですかということですよ、町民から言わせると。2016年にこれだけすばらしい取組、町長ご自身がやられたんですよ。違いますか。ほかのお金ですか、これ。それ忘れられたんですか。それで、目覚めてもらうということはどういうことなんですか、町長。何を急いでいるんですか。この議案を出す、急ぐ理由がどこにあるんですかということですよ。今日、前段者もほとんど同じ意見。

町長ご自身のやられたことですよ、これ。しかも2016年当時でした。非常に先進的な取組だと、私も勉強させていただきましたことを記憶しております。目覚めてもらうということは、町長、どういうことなんですか。説明いただけませんか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 目覚めるということについてですが、今、様々な面で、ごみ収集あるいはごみの排出について、町民の皆様、行っていると思うんですが、減量の状況がなかなか進まないというか、そういうことなので、できるだけ今後ともご協力をお願いしたいという意味で、目覚めるということを申し上げさせていただきました。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番。

それでは、こうした、今、非常に町長は今日、午前中から非常に切迫した形で、この議案について同意を求めているわけでありましてけれども、こういう事態というのはいつ気づかれたんですか。

町民は一生懸命頑張ってくれていると思うんですよ。これ、町民一人一人では分かりませんよね。誰がこの事業を、どなたがこの事業を所管しているんですか。こちらですね。失礼しました。町民の皆さんですか。今、説明されましたよね、町長。そういう状況があると。それは

いつからなんですか。いつ気づかれたんですか。その間どういう施策を打ってきたんですか。もう、2月からでももう約1年近くたちますよね。それでもまだ机上の空論ではありませんか。そういうことですよ、おっしゃったことは。

それで、今般のこの定例会ですね。女性の方に対する経済対策、それから後段には、一般会計でありますけれども、国のほうは3万円にプラスして7万円の給付金事業を始めるということではありませんか。町は逆に負担を町民にお願いするんですか。つじつまが合わないんですか。少なくとも、本定例会に同時提案することのつじつまはどう合うんですか。

緊急とはどういうことなんですか。もう1年近くたちますよ。机上の空論、しかも。理解してもらって、じゃ、どういう理解を進めたんですか。どれだけやられたんですか、町民と共に。しかも、午前中おっしゃられたことは、ほとんど新規事業みたいな形で町長はおっしゃられましたよね。どう説明されるんですか、町民に。私たちじゃありません、町民にですよ。

学校給食費のこともそうでした。今般だって、あれは知事ですけども、今般はこれ国の事業じゃありませんか、政府が。ですから、理解できないということは何人の方もおっしゃられております。

それで、例えばこれが可決成立して実施したとして、それは1年後にはどの程度になるんですか、2年後にはどの程度になるんですか、3年後にはどの程度になるんですか。これがもし実施できなければ、今度は、一般町民のごみ袋、50円を今度100円にするんですか、200円にするんですか。そういうことではありませんか。手始めにこれやって、まだ減量ができなければ、今度は指定ごみ袋も値上げということになるんじゃないでしょうか。やってみなければ分からないとおっしゃられましたよね。でも、町長、2016年度のとき、これだけの取組やっていらっしゃるんですよ、ご自身が。それをどう説明するのかということを私は聞いているんです。今の経済状況についてもそうです。町長もご自身でよくご存知のことと思います、町民の実態。きちんと説明していただけないか、分かるように。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 今おっしゃられました、2016年の講演といたしますか、事業について、私も、当然、全部は記憶にはございませんが、そういうことは実際やりまして、そういうことがあったなということは覚えておりますけれども、そういう中で、現時点において、その事業ができていないと、やっていないということについてはそのとおりでございまして、いろいろなご批判、いろいろあると思いますけれども、それは甘んじてお受けします。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課としましても、改めて振り返って、もっと深いところまで取り組む必要があったんだと、今反省をしておるところでございます。

また、新しい課ができて準備を進めている中でも、今後こうしたものやっけていけるだろうという、まだそこまでたどり着かないところもございすが、住民の皆様や衛生委員さんのお知恵をお借りしながら、達成可能なものを一つずつ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

（石井議員「質問に答えてください」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） なぜこの時期にというご質問でよろしかったでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井議員。

○8番（石井芳清君） 議会は3回まで決まっているんですね。

町長、答弁できないような議案をどうして出されるんですか。私はきちんと、今、質問いたしましたよ、数字のことです。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 失礼いたしました。

いすみ市との負担金の関係でよろしかったでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清さん。

もう一度、質問、よろしいですか、もう一度。

○8番（石井芳清君） いいんですか。再質問、聞いたほうがよろしいんじゃないですか。

（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

○8番（石井芳清君） 今般提案している条例案が可決したとして、1年後、どれだけ削減できるんですか。2年後、どれだけ削減できるんですか。3年後、どれだけ削減できるんですか。

ただ、いすみ市も一緒に頑張っているんじゃないでしょうか。いすみ市さんも頑張りますよね。そうになっているじゃないですか、これまでの経過が。当然それを見込んでの数字ですよ。お答えていただきたいと思ひます。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 大変失礼いたしました。

目標のほうでございすがけれども、御宿町では平成23年に策定しましたごみ処理基本計画に基づいて進んでおりますけれども、令和3年の千葉県の指針に基づいて、目標値が変更になっております。それを目指して進んでいきたいというところが一つございします。

具体的に、令和7年度が目標最終年になりますので、総排出量で1人当たり1,076グラム、家庭ごみで619グラム、県が目指します減量の比率に合わせて目標を進んでいきたいと考えておりますが、かなり高い数字になっております。ただ、これに向かって一つずつお知恵をお借りしながら、今、取り組んでいる住民の方の、今やっという知恵もお借りしながら、昔も今もやっぱりごみの減量というのは、方法が変わるものじゃないと思っておりますので、今やっというお知恵をお借りしながら、一つずつこの目標に進んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(石井議員「議長、よろしいですか」と呼ぶ)

○議長(滝口一浩君) 8番、石井芳清君。

○8番(石井芳清君) これまでずっと質疑をさせていただきました、前段者も含めて。結局分かったことは、町が、ごみ行政ですよ、途中でいろんなアラートがあったものの、全くそれに気づかず、サボタージュして、やるべきことをやらずに、しかもこうした、これは現在ですけれども、取組なども町は勝手にやめてしまったと。それでその責任を住民にペナルティとして押しつけるのが今般の議案ではありませんか。潔く撤回すべきじゃありませんか。説明できていないじゃありませんか。

○議長(滝口一浩君) 石田町長。

○町長(石田義鶴君) 全町公園課長が申しあげましたけれども、具体的に平成23年度に策定したごみ処理基本計画が、最終年度が令和7年度ということになっておりますので、それにつきましては、現在の例えば総排出量、家庭ごみの2種類を見ますと、令和4年度においては総排出量が3,048トンになっておりまして、この令和7年度の排出量の目標を2,796トンにすると。そして、この排出量の目標とする減量化率は8.2%の減であると。さらには、1日1人当たりのごみ量でございますが、令和4年度においては総排出量が1,173グラム、これを1,076グラムにすると。また、家庭ごみについては、令和4年度で768グラムになっておりますから、家庭ごみについて、令和7年度は619グラムを目標とするということで、この減量化率は19.4%を目標とすると、そういう内容になっております。

○議長(滝口一浩君) 8番、石井芳清君。

○8番(石井芳清君) 8番、石井です。

ですから町民にペナルティを、先ほどの課長の説明もそうですよ。これまでの住民の皆さんの取組でいいわけじゃありませんか。町長、ご自身でやられたらいかがですか。負担を背負わさなくてもできるということではありませんか。先ほど町長もいろいろ新規事業みたいなお話

をされましたけれども、既に過去、町長、実績がおありです。結果も出されております。わざわざ町民に負担を負わせなくてもできたわけじゃありませんか。今、幾つか数字を出していただきましたですよ。今の体制でできるんじゃないでしょうか。今おっしゃったとおりじゃありませんか。だってこの間、全然やっていなかったんでしょう。やっていたんですか。もう一度それだけは確認します。

それもう一つ、先ほど幾つか挙げた例、なぜやめたのか、せつかくでするのでお答えください。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 以前に取り組んでいたものをなぜやめたかという点につきましては、私も過去の取組、所管が違いましたけれども、やっぱり当時の環境部門のほうで一生懸命イモを育てながら、メタンガスの研究ですとか、当時やっていたのは承知してございます。

その後、なぜというところがございますけれども、私たちのそういう取組について、やっぱり反省すべきところが多い中で、途中で中断をしてしまったのかなというのが、今、振り返っての反省をしているところでございます。

そういった意味で、また改めてSDGsや地域課題を踏まえながら、お知恵をお借りしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 先ほど申し上げましたように、私自身としては、講演というかあの事業は、そういうことで開催いたしましたけれども、その後、実にならなかつた、実行、なかなか継続できなかったということでございますので、それが事実でありますので、その点は反省させていただきます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

第5号議案 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

止まらない物価高騰により町民の暮らしが困窮している下で、政府は子育て世代の経済負担軽減のために、産前産後期間の国民健康保険税の所得割額と均等割額の軽減をはじめ、物価高

に伴い影響を被る低所得者世帯へのこれまでの3万円に加え、7万円の追加の給付金事業を行うなど、経済の底上げと暮らし応援の対策をする下で、ごみやリサイクル等の処理手数料が約7倍、6.6倍ですか、に引き上げることは、もともと脆弱な政府の経済対策を無にするに等しい暴挙と言わざるを得ない。しかも行政は、かつて行っていたごみ減量化に有効であったシンポジウムやワークショップなどの事業を行っておらず、行政の怠慢を住民に押しつけるものであり、断じて容認できるものではない。

以上、反対討論といたします。

○議長（滝口一浩君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） ないようですので、ほかに原案に反対の方の発言はありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。原案に反対の立場で討論をいたします。

前段者にもありましたけれども、今回の値上げに関する提案は、やはり生活に直撃するような重要な案件だと思います。その重大さに比べてあまりにも説明不足、説得力に欠ける。数字的な根拠も示されないまま、十分な協議もされないまま今回の提案に至ったというような感がどうしても拭えないということで、繰り返しになりますが、なぜ値上げをしなくてはいけないのか。なぜ今なのか。なぜこの金額なのか。この値上げをする前に、ほかに先にやるべきことがあるのではないのか、こういった疑問が最後まで拭えなかったということで、これは結局、我々議員が納得できていないということは、町の皆さんにも我々は説明ができないんですね。ですので、改めて分かりやすいような資料を作るとか数字をそろえるとか、そういった取組をされて、改めてご提案いただきたいという趣旨で、私は原案に対して反対したいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 次に、原案に賛成の方は、発言はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） ないようですので、ほかに原案に反対の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

○議長（滝口一浩君） 挙手少数です。

よって、議案第5号は否決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第6号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、議案第6号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算の主な内容は、渇水に伴う受水費の増額と、委託料の増額です。

補正予算の1ページをご覧ください。

第2条は、南房総広域水道企業団からの受水費の補正に伴い、令和5年度御宿町水道事業予算の第2条に定めた業務の予定量を改め、年間総受水量について7万9,218立方メートル増量し、42万6,546立方メートルに改め、南房総広域水道事業団からの受水費を1,179万円増額し、1億2,012万円にするものです。

第3条は、令和5年度御宿町水道事業予算の第3条に定めた収益的支出を改め、支出予算について、第1款水道事業費用を1,201万9,000円増額し、補正後の収益的支出の総額を3億8,286万9,000円とするものです。

それでは、各項目の詳細について事項別明細書により説明いたします。

3ページをお開きください。

支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の1,201万9,000円の増額は、渇水対策による委託料と受水量の増額でございます。夏に、雨が少なく気温も高かったことから、御宿ダムの貯水率が低下したことにより臭気物質が増加し、浄水場の処理能力を超える状況となり、毎月実施している水質検査において臭気物質が基準超過となりました。口にしても健康被害が発生する物質ではないものの、検査基準を超過したことから、通常、御宿ダムからの水と南房総広域水道企業団からの受水を混合し町内へ供給しているところ、広域受水のみ供給へ変更いたしました。夏の期間、受水量を7万9,218立方メートル追加し、受水量の

増加に伴い、浄水の購入費である、26節受水費を1,179万円増額するものです。増加に伴う予定年間総水量については1ページの第2条に示したとおりです。

12節委託料については、夏の期間に発生した水質悪化が貯水率の低下以上に早く進行したことを受け、ダム状況を調査したく、その調査委託料を計上したものです。ダム湖底の堆積物等の調査を実施した記録がないことから、ダム湖底に多くの堆積物がある可能性があり、その堆積物が水質悪化の一因であると思われるしております。このことから、ダム湖底の調査をしたく、水中ドローンを使用した調査を実施したく、計上したものです。

なお、本補正予算に関わるキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は、収益的収支予算に関わる補正であることから、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、当年度純損失として5,247万5,079円の赤字が生じますが、業務活動全体では1,740万695円の黒字となります。会計全体の資金現額は5,402万1,675円となり、キャッシュ・フロー全体の期末残高は4億5,763万3,656円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

まず、今般の補正であります。夏季における水道水の臭気とその対策ということで承りました。

お聞きしたいのは、まずこの臭気に気づいた日時ですね。クレーム等の電話もあったように伺っております。

それから、今の説明にもありましたが、広域のみに変更した期日、これがまず1つ目。

2つ目はこの調査委託料ということですが、そもそもこのダムは設置から何年たっておるものか。それから、この調査方法、そして、その調査の目的と調査の結果、今後どういふふうにしていくのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、まず臭気の日時でございます。これにつきましては、8月にまず臭気のクレームの電話が来ております。それにおいて調査をしております。

それで、広域の変更につきましては、8月15日に広域に変更しております。

続きまして、ダムを設置年月日でございますけれども、現在ちょっと資料がありませんので、改めて報告させていただきます。

続きまして、臭気物質については、ジェオスミンという物質が臭気物質でございます。それに対しまして、ダムの湖底に堆積している堆積物が何なのかというのを、今回、このドローンを入れて調査するものでございます。ドローンで調査したその次には、その堆積物を除去する計画であります。主に集水棟の周りのヘドロ等をバキュームで除去する考えであります。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番。

まず最初の臭気に気づいたのはいつかと。8月ということで、期日は濁らせましたけれども、正確な期日を知りたいですね。

水道というのは、水道法に基づいて、清廉で安価な水を供給するというので、水道法の義務がありますよね。ですから適正に管理をしていると。

それから、水道事業においては、検査日は分かりませんが、その検査項目について公表されていると思うんですね。それはどのようになっているのかということだと思うんですね。

それで、広域のみに変更したということでもありますけれども、かつて御宿町もいろんな濁水について、いろんな形で大変だったことが過去何回かございます。

ただ、水については、やはり計画水量がたしかあったと思うんですね。だから単純に、例えば8月分の計画水量、それを超えて受水するということは、通常、利根川からずっと来て長柄に来て大多喜に来てという中で、全部計画水量、たしか決まっていたと私は理解しております。ですから、簡単には受水量を変更できないというのが私の認識です、過去に。ですから、それはどのようにしておるか。

それから、ジェオスミンとおっしゃいましたか、臭気物質ということでございますが、これも、一般的にはジェオスミンが発生する理由というのは特定されているというふうに思います。ただ、そういうものがあるかどうかということの確認だろうとは思いますが。

それから、ドローンを使った中で集水棟の周りというようなご説明でありますけれども、多分、大きいダムなどは何十年に1回ぐらいは、そこを全部一回抜くということもあるのかと思いますけれども、たしか御宿町は農業水利の二重の目的があるダムだというふうに理解しております。そういう中では、なかなかそれも難しいのかなということも、それも理解はしているわけですが、そうした中で、それではどういう手法なのかと、簡単に今、説明いただ

いたわけですが、なかなかそれがイメージが湧きません。どういうところでやられていたのかということもきちんと調査した中で、今お話をいただいたというふうに思うわけでありますので、そこも含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それではまず、臭気の気がついた日程、8月といたしますけれども、報告を受けたのが正しく何日とは言えないんですが、8月上旬でございます。

それで、次に広域からの受水量につきましては、年間を通して各市町村には決まっております。今回、御宿町がこの夏に渴水した分については、南房総広域事業団に属している、まず南房総市から、8月の月上旬からお分けしております。あと、鋸南町からも水を分けてもらうような形で増やしております。8月15日から10月の31日間、その1市1町をお願いいたしまして、水量を減らしてもらって御宿町に分けてもらうような状況でございます。

あと、ドローンの調査の次に、先ほど簡単に申し上げましたけれども、受水棟は実際84メートルあります。その下に堆積しているものを、どのくらい堆積しているかということのもやっぱり調査が必要ですので、水中ドローンを入れた中で、どのくらい、それでそれをなおかつ、もしもヘドロでしたらバキュームという大きな機械で吸い上げて給水塔の周りを除去するというような考えでおります。このお願いする業者につきましては、実例がありまして、まず市原市の高滝ダムでも、今、私が言った調査と除去を行っております。そのほかに、君津市の片倉ダム、そのほかに鴨川の亀田ダムも同様な処理を行っていると聞いております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私も住民の方から水道の臭いについては、かなりの方から訴えられました。というのは、私じゃなくて、役場に言っても何ら解決しないということですね。この決断ですよ、町長。ちょうど御宿町の一番ピークと言われる時期じゃありませんか、8月の上・中旬。お客様も多いし、親戚の方々も当然本町に帰られていると。私はね、この決断した日を知りたいんです。なぜこれだけ遅れたというのが住民の皆さんの率直な声です。

先ほど水質の検査について申し上げましたけれども、本来であればそれもきちんと出すべきではありませんか。その他の数値だって、私もですけども、皆さん気になっていると思うんですよ。その方も、電話したらちゃんと検査していますよと、何項目、何項目は基準値以下ですよということを電話で聞いたということですよ。そういう電話あったわけですよ。私も

電話したという話をその当人から伺いましたけれども。

臭いの問題については、受容限度ということがあるようですけれども、やはり遠来からのお客様が一番多くいらしているときに、一刻を争う状況じゃありませんか。それこそ当時の議長とかに相談をいたしまして、速やかな対応を取ることが必要だったんじゃないでしょうか。

それでも、先ほど関係市町村に協議が必要だということだとは思いますが、この15日というのが、切り替えたということでもありますけれども、それにはどのくらいの日にかかったわけですか、決断してから。決断するまでが何日かかったのか。それでどういう決断をしたのか。

決断したから、そういう広域水利に関する団体に申し入れて協議をして、分けていただいたわけですね。ありがたいことじゃありませんか。それは防災協定を含めてあったと思うんですね、渇水時の。当然そういう協定があったというふうに理解しております。それはあったのかなかったのか。その点はどうなったのか、それこそ日付できちんと第一報、クレームの電話が何月何日にありましたと。その第一報の電話をそれではどうしたんですか。課だけで止めておいたんですか。即座に町長に申し出たんですか。どういうふうに決断したんですかということを知りたいんです。そのことを住民の皆さん、みんな心配されておりました。

しかるべき期間がかかるのは、これは仕方がないことなんです、お願いするわけですから。それは住民の皆さんも理解すると思います。その決断のシステムですね。教えていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 記録といたしましては、住民の皆さんから情報をいただいたのは8月10日前後じゃなかったかなと思います。情報をいただいてから、そんなに時間を置かなくて、1日、2日といいますか、決断した中で、今申し上げましたように、1市1町のご協力をいただいたんですが、書類上いろいろやり取りになった中で、まだ事務処理が完了していなかったんですけれども、ちょっと待てないので、市長さん、町長さんにご連絡させていただいて、もうご理解いただきたいということで、ご協力いただいて15日に水を頂いたと、そういう状況であったと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、手続のほうをご説明させていただきます。

今、町長が言われたとおり、町長の指示によりすぐ手続を行いましたけれども、やはりすぐできたのが15日でございます。

町長のほうで、行政ですので申請やら何やらの手続が必要なんですけど、まず南房総市長、鋸南町長にお願いをされて、すぐ15日に、こういった形になったという形です。書類については、ちょっと後追いになりましたけれども、そういうふうにやらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これは今後もあるかと思っておりますので、きちんとそれを時間で起こしていただいて、今後そうした事態があったらもう速やかに対応すると。

それからもう一つ、先ほどちょっと答弁漏れがあるんですけども、こうした、要するに1自治体は何らかの濁水もしくは水が使えなくなったというときには、どういう協定なりなんなりがあるんですか。それを先ほど質問して、それが答弁として漏れていたんです。

あと、前段でした部分ですね。きちんとスキームにして、今後生きるような形にすべきだというのが私の提案なんですけど、そこについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石井議員、質問が3回超えていますけど、さっきの答弁漏れを課長のほうからお願いします。

○建設水道課長（永石知功君） 申し訳ございません。

今、協定によりまして、そういう濁水による水の供給につきましては、南房総企業団のほうから水をもらう約束になっておりますので、先ほど言った書類については後追いになりますけれども、緊急事態のときには水がもらえるということになっておりますので、今後今年みたいなのがないように調査をさせてもらっていきなさいなということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

少し教えてください。臭気物質、ジェオスミンですか。私も全く初めて聞く名前ですが、これを特定に至った経緯、それから調査方法、それから堆積物がヘドロであった場合の対処の方法、バキューム除去というような、この一連の流れに対して、専門家の判断がここに入っているのか、それともごくごく一般的な対処方法であるのか。仮にというか、ほかの選択肢ややり方、可能性があるのかどうか、その辺について少しご説明いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） すみませんです。

それでは、まずジェオスミンにつきましては臭気物質として、水質検査には33項目の検査があります。その中で、毎月2回行っておりまして、それはもちろん専門のところに送って結果が出るということになります。

今回も、臭気が発生したということで、急遽南房総広域団のほうにお願いして検査してもらったというのが今回でございます。

ジェオスミンにつきましては、通常、防ぐにはやはり活性炭が有効と専門家から聞いております。今回も活性炭を浄水場に投与したんですけれども、それ以上に臭気物質が強かったというのが結果論でございます。

今後、ドローンを使って調査するのも、バキュームを使って撤去、除去するのも、これもやはり専門家、先ほど事例を言いましたけれども、ほかのダムでもそういうような方法で行っているということをお聞きしておりますので、やはり御宿町でもそういうような方法じゃないと、そういう臭気物質とか、そういうものが撤去できないんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。ありがとうございます。

ほかに、例えば、これは私、完全にど素人でちょっと心配だなと思ったのが、そうすれば必ずうまくいくのか、あるいは失敗事例というか、うまくいかなかったとか、もっと悪化させてしまったとか、そういった危険性とか失敗事例みたいなものがあるのかないのか、その辺について専門家等々の知見が反映されているのかどうなのか、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 今のところ失敗事例というのはお聞きしておりません。ただ、先ほど言いました除去作業程度で出る物質の量というんですか、それが変わってくるというのはお聞きしております。ですのでそこも踏まえて調査して、どのくらい御宿ダムで堆積物を撤去したらいいのかというのは、やはり専門家と協議しながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第7、議案第7号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第7号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ286万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億876万9,000円とするものでございます。補正の内容は、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員の共済費の追加、国民健康保険賦課システムに係るシステム改修費です。

予算書の事項別明細書によりご説明させていただきます。6、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金の1万7,000円は、歳出の職員人件費の財源として一般会計から繰り入れるものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の284万9,000円は、歳出の国民健康保険賦課システム改修の財源です。

8、9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費の1万7,000円は、最低賃金改

定に伴い社会保険料等を追加するもの、2項徴収費、1目賦課徴収費、12節委託料の284万9,000円は、産前産後期間の保険税軽減措置のため、国民健康保険賦課システムの改修が必要となることから、委託料を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本件につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分間休憩いたします。

（午後 2時34分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時53分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第8号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算

(案) 第3号についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ267万9,000円を追加し、補正後の予算総額を11億3,309万8,000円と定めるものでございます。

主な内容は、介護報酬改定に係るシステム改修と介護保険料の還付金でございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細により説明させていただきます。

歳出予算でございます。

6、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金の88万円は、介護報酬改定に係るシステム改修の事業費に対する補助金です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の167万3,000円は、介護報酬改定に係るシステム改修の事業費及び会計年度任用職員の共済費等に対する一般会計からの繰入金です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の12万6,000円は、前年度からの繰越金を追加し、過年度介護保険料の還付金の財源といたします。

以上、歳入予算に267万9,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の253万円は、介護報酬改定に係るシステム改修を委託するための追加でございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査費の2万3,000円は、会計年度任用職員の共済費の追加です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金の12万6,000円は、令和4年度介護保険料の還付のための追加でございます。

以上、歳出予算に267万9,000円を追加しております。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第9、議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

渡邊企画財政課長。

○企画財政課長(渡邊和弥君) 議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算(案)第6号についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億7,517万6,000円を追加し、補正後の予算総額を41億4,114万2,000円と定めるものです。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を定めるものです。

第3条は、地方債に関する規定でございます。

4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございますが、4款衛生費、2項清掃費の廃棄物処理広域化事業58万3,000円は、廃棄物処理の広域化の検討に伴い、夷隅郡市2市2町の事業費等の基礎調査業務委託費で、業務完了に8か月程度を要することから、年度内に完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

第3表、地方債の追加でございますが、いすみ鉄道災害復旧支援事業は限度額220万円で、台風13号により被害を受けたいすみ鉄道に対する災害復旧のために支援する補助金に充てるもので、事業の性質から補助直轄災害復旧事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置率は

95%です。その他の条件はご覧のとおりでございます。

次に、変更の道路橋りょう整備事業でございますが、国の補助金交付決定に伴い、橋梁長寿命化計画に基づく56号橋、59号橋及び60号橋の補修工事の追加に充てるもので、490万円増額し、限度額を2,910万円に変更するものです。公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫支出金、3節心身障害者福祉費負担金の1,300万9,000円は、障害者自立支援給付事業に係る国の法定負担分で、障害者自立支援給付及び障害児施設給付における事業費の増加に伴い、それぞれ追加するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節住民基本台帳費補助金の1,107万7,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、戸籍法の一部改正に伴うシステム改修に係る経費について国が補助するものです。

3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の8,446万5,000円は、11月2日に閣議決定された国の重点支援地方交付金の追加対応分のうち、物価高の影響を被る低所得世帯支援対策として実施する給付金事業に対する交付金を追加するものです。

2目民生費国庫補助金、1節心身障害者福祉費補助金の14万8,000円は、障害福祉サービス等の報酬改定に係るシステム改修費について国が補助するものです。

5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金の611万1,000円は、国の補助金交付決定に伴い、道路メンテナンス事業費補助額を追加するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節心身障害者福祉費負担金の505万8,000円は、障害者自立支援給付事業に係る県の法定負担分で、障害者自立支援給付及び障害児施設給付における事業費の増額に伴い、それぞれ追加するものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金の1万8,000円は、介護施設等整備事業補助金の助成額の上限が増額したことに伴い追加するものです。

3節心身障害者福祉費補助金の6万円は、新規に該当者があった在宅重度知的障害者及び寝たきり身体障害者福祉手当補助金で、手当額の2分の1を県が補助するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の97万4,000円は、町内農業者から申請により飼料用米の作付面積が確定したことから、飼料用米等拡大支援事業補助金を追加するもので

す。

18款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の500万円は、寄附額の増加を見込み、所要額を追加するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の4,215万6,000円は、収支の不足に対応するため、所要額を追加するものです。

22款町債、1項町債は、第2条町債で説明いたしました、1目総務費、2節補助直轄災害復旧事業債の220万円は、いすみ鉄道災害復旧支援に対応するため追加するものです。

3目土木債、1節道路橋りょう整備事業債の490万円は、国の補助金交付決定に伴い、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修工事に対するため追加するものです。

以上、歳入予算に1億7,517万6,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。12ページをご覧ください。

2款総務費、3款民生費、4款衛生費及び9款教育費の1節報酬から4節共済費までと8節旅費の各予算は、児童手当の追加や会計年度任用職員の配置変更等に伴う人件費及び通勤費用弁償の調整などを行うための追加でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費の6万5,000円は、公用車の買換えに伴い、追加となる車両保険料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金の5万5,000円は、布施小学校組合に係る地方交付税の再配分金で、算定における負担費用の増加に伴い、不足が生じたことから追加するものです。

3目財産管理費、10節需用費の1,179万9,000円は、庁舎管理事業において不具合が多発していた庁舎及び保健センター棟の空調設備の点検結果を受け、空調設備の更新などを行うための施設修繕料、図書室の雨漏り修繕や役場屋外外灯の修繕など1,157万5,000円を追加計上するものです。

また、公用車管理事業において、マイクロバス緊急修繕等に伴い、22万4,000円の修繕料を追加するものです。

4目企画費は、複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

企画関係事務費の18節負担金補助及び交付金の226万7,000円は、台風13号の影響によるいすみ鉄道災害復旧支援として補助金を追加計上するものです。

ふるさと寄附受付事業の7節報償費から13節使用料及び賃借料の250万円は、寄附単価の上昇傾向から寄附金額の増加が見込まれるため、記念品等発送委託など経費を追加計上するものです。

6目防災諸費、12節委託料の17万6,000円は、役場システムの更新により防災行政無線普通メディア装置の更新が必要となったため、防災行政無線保守点検委託を追加するものです。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、24節積立金の500万円は、寄附額の増加を見込み、所要額を追加するものです。

2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料の42万円は、今後の標準システムへの移行等を踏まえ、税システム標準仕様書に基づくデータ形式の変更等を行うため、電算システム改修委託費を計上するものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、12節委託料の667万1,000円は、戸籍法一部改正に伴い、振り仮名に係る戸籍システム改修委託に要する費用を計上するものです。

14ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

国民健康保険繰出金の27節繰出金1万7,000円は、会計年度任用職員の共済費調整による増額分について繰り出すものです。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の8,446万5,000円は、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高による負担の影響の大きい低所得世帯に対して、夏以降1世帯当たり3万円を支給してきた物価高対策を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加支給するものです。1,150世帯を見込み、消耗品やシステム改修等の事務費396万5,000円、給付金8,050万円の所要額を計上するものです。

2目老人福祉費は、複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

介護保険事業の27節繰出金167万3,000円は、会計年度任用職員の共済費増額分2万3,000円と介護報酬改定に伴うシステム改修費165万円の介護保険特別会計繰出金を計上するものです。

生活管理指導短期宿泊事業の12節委託料の69万6,000円は、住居確保及び健康回復が必要な高齢者がいるため、生活管理指導短期宿泊事業委託費として所要額を計上するものです。

介護施設等整備事業の18節負担金補助及び交付金の1万8,000円は、介護施設など整備事業補助金の助成額の上限が1か所当たり9,000円増額したことに伴い、当初予算計上の介護予防拠点2か所分について追加するものです。

3目心身障害者福祉費は、複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

障害者自立支援給付事業の12節委託料33万円は、令和6年度障害者福祉サービス報酬改定に係る障害福祉システム改修費用、19節扶助費の2,962万3,000円は、障害者自立支援給付事業に

おける利用者の状態変化により利用量が増加しているため、障害者福祉サービス介護給付費2,646万1,000円、障害児通所支援事業291万2,000円、年度途中で該当者が発生した高額障害児通所給付費25万円をそれぞれ追加するものです。

心身障害者福祉事務費の19節扶助費の10万4,000円は、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の受給該当者が発生したため、新たに所要額を計上し、22節償還金利子及び割引料の557万7,000円は、障害児入所給付費等負担金、障害者医療費負担金及び障害者自立支援給付費負担金に係る令和4年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料の89万1,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業、子ども・子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金の令和4年度国・県負担金の精算に伴う返還金です。

2目児童措置費、22節償還金利子及び割引料の9万1,000円は、令和4年度児童手当の国庫負担金の精算に伴う返還金です。

16ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、22節償還金利子及び割引料の13万3,000円は、風しん予防接種に係る令和4年度感染症予防事業費等確定に伴う国庫返還金です。

3目環境衛生費、12節委託料の132万円は、町内に植栽されている桜、イチヨウ、ソテツの病害虫対策のため、剪定作業委託に要する経費35万2,000円、広範囲にわたる除草が必要となった岩和田海岸及び浜海岸の海岸除草作業委託に要する経費をそれぞれ計上するものです。

4目子ども医療対策、22節償還金利子及び割引料の4万円は、未熟児医療国庫負担金の令和4年度精算に伴う返還金です。

2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料の58万3,000円は、可燃ごみ広域処理の協議にあたり、夷隅地域2市2町における廃棄物処理広域化基礎調査に要する経費を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金の95万円は、市原市へ可燃ごみの広域処理について協議を申し入れたことにより、令和5年度新焼却施設整備基本計画策定に係る負担金を計上するものです。

2目じん芥処理費、14節工事請負費の565万4,000円は、燃焼火格子シリンダー部分の油漏れ等施設補修工事を追加するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の97万4,000円は、農業者からの申請を受けて飼料用米の作付面積が確定したことに伴い、経営所得安定対策等推進事業費補助金を追加計上するものです。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、14節工事請負費の1,000万円は、

国の補助金交付決定を受け、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、3か所の橋梁補修工事を行うため追加計上するものです。

18ページをご覧ください。

9款教育費、2項小学校費、2目学校管理費、10節需用費の50万6,000円は、修繕料で職員室校務用パソコンUSBバッテリーの寿命による交換修繕1万4,000円、男子トイレ小便器排水管の漏水修理5万7,000円、経年劣化による腐食により使用禁止となっている遊具、うんていの修繕43万5,000円をそれぞれ計上するものです。

2目教育振興費、13節使用料及び賃借料の23万6,000円は、7月初旬に修学旅行を実施したものの、行き先で多くの児童が新型コロナウイルス感染症に罹患し中断してしまったため、代替旅行を実施することから、バス借上料を計上するものです。

19節扶助費の13万2,000円は、小学校就学援助事業における要・準要保護の児童の新規認定があったことから、所要額を追加するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費の3万9,000円は、消防設備点検で指摘された耐用年数を迎える消火器9本の交換を行うため、所要額を計上するものです。

5項保健体育費、3目学校給食費、18節負担金補助及び交付金の75万4,000円は、電気代の高騰や調理施設の修繕などに伴い、勝浦市学校給食共同調理場負担金を追加するものです。

以上、歳出予算に1億7,517万6,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

13ページの戸籍事務費委託料667万1,000円についてお伺いたします。

今、説明によりますと、戸籍の名前の欄に振り仮名をつけるためのシステムの改修ということで説明を受けました。この事務につきましてお伺いしますが、この事務作業、大変重要な事務だと思うんですね。昔、私もこの戸籍の事務に関わったことあるんですが、例えば職員が間違えて記載したもので、後で発覚した場合に、それを訂正するためには裁判をかけなければ訂正できないというような、今もそうではないかと思うんですが、そのくらい重要な事務です。それについて、この事務作業を期間が決められて実施するものかどうか、それについて1点。この事務に何人で取り組む予定なのか、この2点についてお伺いします。

どのような事務作業においても、間違いは絶対あってはならないんですが、先ほど申しあげましたように、ただ事務で間違えました、訂正しますということでは対応できない、そのくらい重要な事務であるということでお伺いするものです。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） それでは、お答えいたします。

今回、補正に計上させていただきました戸籍等の振り仮名の件ですが、事業の概要といたしましては、現在、戸籍のほうには振り仮名、読み仮名が記載されておられません。住民基本台帳のほうには、届出の際に振り仮名を振っていただきますので、そちらについては登録されておりますが、実際に皆様に発行させていただいている住民票にも振り仮名は記載されておられません。今回、その全てにおいて振り仮名を振る事務がこれから行われる予定でございます、それについてのシステムの補正でございます。

事務の期間でございますが、今、行政のDX化ということで、いろいろ様々なシステムの標準化に向けて準備を進めておりますが、そちらに連動した一環の事務でございます、基本的には、最終的には令和7年度末までに全て終えている必要があるんですけども、まずは令和6年度にあたっては、システムの改修をさせていただくという事務が1つと、あと、現在御宿町のほうに戸籍がある方に振り仮名を振るにあたって、まず戸籍の筆頭者、もしくは筆頭者がお亡くなりになられている場合は、その戸籍に記載されているどなたかのお一人に、その戸籍にある人全てのお名前を、振り仮名についての照会をかける文書を通知いたします。そちらから、ご本人様から回答をいただきましたら、その回答に基づいて、それが適正に振り仮名と使っている文字かどうかも含めて審査をかけまして、住基と照合して問題なければ戸籍と戸籍の附票のほうに振り仮名を付けるという事務でございます。

もしそちらで回答がなかった場合は、1年間回答を待ちまして、令和7年末に回答がなかった場合は、現住所があるところにこちらから照会をかけさせていただきまして、住民票に登録があるお名前をこちらのほうで職権で入力をするということで、最終的には2年間の事務期間ということが、今のところ想定される事務でございます。

あと、戸籍事務でございますので、法務局等に届出をした職員、また研修を受けた職員ということで位置づけがございますので、現在の体制でいきますと税務住民課の住民班のほうの職員で対応するということになるかと思えます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

今のお話ですと、照会をかけて審査をして、住居を確認するということなんですけれども、戸籍があって住所はなくて、その場合、その住基の確認というのは、改めてまた住基のあるところへ照会をかけるということなんですか。

○議長（滝口一浩君） 金井税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） そのような手続になるかと思います。

住基とずれてはいけませんので、その辺の確認作業が必要となってくると想定しております。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） かなりの事務量大とは思いますが、現在の窓口の体制を見ると、少人数で窓口対応しているというふうに私は感じていたんです。ここ、業務の状況を見てみると、随分少ない人数で対応しているなというふうに感じていたんですが、これは取組に関して職員を増員するとかということを考えるのかどうか、これは人事担当としてどのように考えていくのかという問題ではあるとは思いますが、職員の増員等について検討することはありますか。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 職員の体制につきましては、今年度末退職職員、それから来年度の新規採用職員の総合計を踏まえまして、何名程度の在籍職員を見込むのかという数字が確定した段階において、おのおの各課のそれぞれの事務量ですとか、当然、今、田中議員さんご指摘のありましたように、通常年の事務作業と、また特出すべき事務がある場合の臨時的な配置というものもあるかと思います。そうしたものを、例えば来年度の最終の予算を最終的に詰めていく段階におきましては、職員の時間外手当、それから会計年度任用職員さんの配置、そういうものを総合的に踏まえた中で検討していきたいというふうに考えております。

したがって、各課の事務量等を十分に把握した上で、今ご助言いただいたように、間違いのない体制について担保していきたいというふうに考えております。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） できるだけ人事配置については、会計年度任用職員ではなくて、正規の職員で研修をしっかりと受けて、この事務に携わっていただきたい、そのように要望したいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありますか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ただいまの13ページであります、財産管理費、庁舎管理事業、修繕料の詳細について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 修繕料の詳細ということでございますが、1,150万円を超えるかなり大規模な修繕料のほうを計上させていただきました。そのうち、まず細かいところから申し上げますと、役場の屋外、いわゆる街路灯が今絶縁不良に伴いまして、外が街路灯がつかないような状況になってしまっております。それについては、掘削をして地中の工事が必要ということで、今回予算のほうを計上させていただいておりますが、その額がおおむね30万円ほどでございます。また、図書室、ちょうど中庭のところ丸く出ておりまして、役場でいいますと小会議室の真向かいになります、ちょうどその接続部分から一時期雨が降ったときに滝のような、雨漏りのぼたぼたというよりは滝のような雨漏りが発生しまして、急遽大きいバケツ等を置いて対応したんですけれども、このたびはおおむねの雨漏り箇所の特定ができましたので、そこに対して直すための費用として16万円ほどを計上させていただいております。あとは、細かいやつで、役場の水の散水栓の不具合箇所について修理するお金が7万円程度で、いわゆる残りの1,100万円ほどについては、全てエアコンの修繕料になります。1,150万円のうち、50万円が電気、水栓、雨漏り修繕、残りの1,100万円ほどについては、役場の中のエアコン空調関係修繕として1,100万円を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

実は昨日、役場から帰るとき、ここの通用門を出たら真っ暗だったんですね。こんなように写真を撮ろうとしたんですけれども、真っ黒でした。それは直るということですね。

それで、昨日の一般質問の中に、いわゆる階段のところ、こんなふうになってございます。これは含まれていないということですか。

それで、まだあります。これ緊急ですよ。庁舎に来られる方が、もしこの中で転んだら、これ当然鋭利ですので、大けがをしてしまう可能性があります。また、本町、いわゆるバリアフリーということでの出入口というのは、たしか保健センターのほうではないかと。そちらにはきちんと、そういう方々がとまるスペースも記してございます。

それで、もう一つ入り口としては、これですね。これは通用門、町長、この奥に、これはち

よっと写っていませんけれども、ランプがありまして、町長とか課長さんのランプがありまして、入るときと出るとき、これを押されて入退室されるというものですけれども、ここの屋根が、雨だれが雨どいに受け取れなくて、そのままざっと来ていました。ただ、昨日の朝も議会始まる時大雨だったんですけれども、上見たらきちんと直っていました。ただ、まだ穴が空いているのもございます。

それで、こうした日々の管理、それから、これだとちょっと分かりづらいんですけれども、たしかインド砂岩というんですけれども、この下はたしか昨日の議会では鉄平石というお話をいただいています。このインド砂岩も自然石ですので、これカビ類だと思うんですよね。こうしたものは、やはりなるべく気がついた時点で除去しないと、だんだん多分しみが深くなってくると思うんですね。これはやっぱり町民の皆さんから頂いた税金で造られていますし、私どもも含めて職員の賃金、私たちの報酬も税金で賄われていると思うんですね。ですから、こうしたものをやっぱりきちんと日々の気をつけて、丁寧な庁舎管理、必要だと思います。

それで、もう一点言いたいのは、先ほどエントランスのことをお話しさせていただきましたけれども、今、ここの棟の一番東面ですね。こちらに入りますと、A Iということでパソコンの画面みたいな形で案内が出ております。しかし、今日も先ほど休憩中に確認をしましたがけれども、具体的には出ていないんですね。ないことはないですよ。でも、やはり適切にどこに来るか分からないですね。そういうことです。

それと、こちら一応A Iという形で無人の中で一定のことができる。ただ、保健センターの入り口、それから通用門にあっては全くないですね。車椅子の方は、当然保健センターからしか、私は入らないと思っております。

ということですので、1つの提案は、今どこでもテレビ型のインターフォンございますよね。あれを設置して、きちんと総務課だったら総務課が受けてご案内をします。もしくは、きちんと人を置く。そこまでは。それから、用件の聞き取りの中で、いわゆるワンポイントではないんでしょうけれども、と同様なことができる。やはり、庁舎は非常に立体的で複雑ですし、コロナのワクチンもやっておられますけれども、入り口もそうなんですけれども、入り口から出口まで全部角々に案内人立てておられましたよね。これが実態だと思うんですよ。初めて来られる方もいます。たまたま来られる方もいます。どこから入るかも分かりません。

ですから、こういう階段等の補修。これなんかも本当に致命的だと思います。

これも来られる方は大変お急ぎの方が、よくここ駆け上がって必要な住民票とかいろいろ取られて帰られる方もよく目にします。ここも、町長、バリアフリーは、この間、大事だという

お話をされておりました。バリアフリー計画もつくりたいというお話をされておりました。当然、ここ手すりは最低限必要じゃありませんか。ここの階段。これですよ。今、大変きれいに見えていますけれども、ということも含めまして、この庁舎管理どうするのかと。今、予算算定もされているとは思いますが、すぐできるもの、できないもの、あろうかと思えますけれども、やはり速やかにできるものは対応していただいて、やっぱりきちんと住民の皆さんに使っていただく、気持ちよく利用していただくと。よそから来た方も、そうした役場づくりが必要じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 役場の丁寧な施設管理ということでの指摘を賜りました。昨日の一般質問の最終のご質問におきましても、いわゆる町民にとって優しい役場づくりというような、やはり職員としては反省すべきだなという、改めて考えさせられる指摘をいただいたものと認識をしております。

ただいまいただきました階段、また役場エントランスの周りの鉄平石の剥がれ、また多少なりとも段差等につきましては、やはりご高齢の方が多いためには、より注意深く丁寧なメンテナンスが必要だと考えております。とりわけ、以前までどうしても大きくお金がかかる修繕施設のほうに目が行ってしまっていて、ただいまご指摘いただいたような階段ですとか、そうした細かいことへの配慮という部分については反省すべき点が残ります。

いただきましたご意見をしっかりと踏まえまして、今年度以降の施設修繕の中に速やかに、緊急性のあるもの、今いただいたものについては、かなりのものが早急、速やかに対応すべきものだと考えております。当然のことながら、予算措置をして手続を取ってという中においては、若干の時間をいただくこともあるかと思いますが、取組といたしましては、庁舎案内を含めまして、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

先般の一般質問の中で、お金はあるというようなご答弁をいただいたところでございますので、対応を求めたいと思います。

次に移ります。

同ページの企画費の中の企画関係事務費ということで、いすみ鉄道基盤維持費補助金ということで、これは新聞等でも報道されておりましたが、台風13号による被害の関係だというふうに理解しております。

御宿町の負担分というのは分かったわけでありますけれども、これがどういうスキームでこういう負担になったのか。それから、これはまだ完全開通されていないわけですよね。それは、こうしたものがきちんと解決して予算がつくことによって、いつ頃開通の見通しがあるのかを含めて、説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） いすみ鉄道の災害関係に係る質問にお答えいたします。

まず、災害の発生でございますけれども、台風13号、9月8日に大雨による被害が発生しました。状況ですけれども、大多喜駅から大原駅間で2か所、大多喜駅から上総中野駅間で8か所、計10か所の箇所、路線脇ののり面等の崩壊がございました。被害額につきましては1億6,229万4,836円となっております。また、災害に伴いまして、工事が長期間にわたることから、代行バスとして1,140万円を含め、総額で1億7,369万5,000円でありました。

被害の復旧費用等でございますけれども、そのスキームということでございますが、先ほどの総額の1億7,369万5,000円の中から、代行費用は保険で全額対応することになっております。そのうちの1億6,229万4,836円から消費税分を抜きました金額で、1億4,540万760円が補助金の対象となります。国は、補助金は4分の1ということで、3,688万5,190円でございます。そこから、線路の工事費に係る保険もございますので、保険料が2,000万円の査定でございますので、2,000万円を差し引き、残りの9,065万5,570円につきましては、いすみ鉄道基盤維持費補助金の補助対象経費として、県が2分の1、残りを2市2町で持ち株割で、災害復旧対策として御宿町は226万6,389円となりました。

災害復旧の状況でございますが、大多喜駅から大原駅間は被害2か所の復旧工事は9月13日に終えて、13日から運行を開始しております。また、大多喜駅から上総中野駅間は、10月の下旬から工事が始まりまして、順次復旧工事を開始し、今年12月25日に工事を完了し、運転再開をするという情報をいただいております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私の記憶によると、そもそもたしかこのいすみ鉄道の運営については、上下分離方式で始まったかと思いますが、それはそれで、今もそれで続いておるのでしょうか。

それから、改めて、今後についてはどんな方針なのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 今、石井議員が補助金の体系について、上下分離ということでございますが、今も上下分離で、基盤整備分と運営分の上部分の形で補助している体系でございます。

（石井議員「今後」と呼ぶ）

○企画財政課長（渡邊和弥君） 今後もそれを維持していくということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

同ページのふるさと寄附事業ということでありますが、たまたま今月号の広報のほうに、この中に4月、9月分ということで、今年状況ですね。報告が載っていたわけでありませけれども、この状況というのは例年と比べてどういう状況にあるのでしょうか。

それからまた、これはよく読めば記載されているかも分からないんですけども、新しい商品だとか、そういうものの取組ということなどについてお聞かせ願いたいと思います。あればということです。

○議長（滝口一浩君） 渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） ふるさと納税寄附金の現状の状況でございますけれども、令和5年度につきましては、11月末現在で御宿町に寄附を頂いた金額でございますが、2,270万8,950円で、件数にいたしますと462件でございます。

今までですと、返礼品ということで、特産品が中心で令和4年度という形で多かったんですけども、今年につきましては体験型ということで、遊漁船ですとか、食事券ですとか、ゴルフ利用とか、そういった単価が高いものについての寄附金の申入れが多いという傾向でございます。

また、事業者につきましても、協力をいただく中で、広報の中にも事業者を募るとかホームページで募って、多くの事業者の協力をいただきながら寄附金額を増やしていければなと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

新しい取組もあって、また協力も広がっているという報告であったかと思えます。

次に移ります。17ページであります、まず衛生費のほうからお伺いしたいと思います。

清掃総務費で清掃センター施設整備事業ということですが、この工事内容について伺いをしたいというふうに思います。

そして、たしかこれはミニ広域という形で、たしか大きく改修を受けたというふうに記憶しております。今現在どのような状況なのか、この工事費の内容も含めて、運営状況について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） それでは、清掃センターの施設修繕ということでお答えをさせていただきます。

今回の工事につきましては、主灰出しコンベアーのレール部分に、摩耗のために動作不良の箇所がありました。その動作不良によりまして一旦停止がかかる状態になりましたので、そちらのほうに修繕をかけます。それともう一点が、焼却施設の火格子を動かしていますシリンダ一部分にオイル漏れがあるということで、そこを修繕するという予定でございます。どちらの箇所も仮対応はして今動かしておりますけれども、基本的に修繕をする必要があるということで、今回補正に入れさせていただきました。

それから、ミニ広域の関係ですけれども、ミニ広域のほうは平成14年頃、3町、御宿町と勝浦市、それからいすみ市のほうは小又井って、元の国吉のところにいすみ清掃センターがございますけれども、その3施設でミニ広域化をして運営しております。施設そのものは以前から継続して運営しておりますけれども、各施設老朽化のために運転については苦慮している状況がございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今般の修繕については、炉の停止期間というのがあるのかないのかということですね。

実は11月末に報道があったわけでありまして、勝浦市のクリーンセンターが故障で停止をしたという報道がされておりました。その中で、かなり長期間にわたるという中で、県に照会をかけて各市町に、いわゆる救援と申しましょか、代替と申しましょか、そうした照会が来ているというんですね。報道によりますと、いすみ市が受けたように伺っておりますけれども、御宿町もミニ広域も含めて、先ほど答弁にもありましたけれども、当然協力体制で来ていたと思うんですね。その辺の、どういうふうな状況で申入れがあったのか、ないのか。そうしたものが今般入っているのか、入っていないのかも含めて、御宿町はどうしたのか。勝浦

市の2点目。

1点目は、今回の工事について、停止期間があるのか、ないのか。それから2点目は、勝浦市が先ほど述べたような状況になっていて、御宿町はどういう対応を取るのか、取らないのかということについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず、勝浦市の停止期間中の申入れについて、先に答えさせていただきます。

勝浦市の停止につきましては、今回は災害協定に基づきまして県のほうに申出がされた中で、各市町村に受入れの態勢の打診がございました。また、あわせて勝浦市から直接担当ベースで、御宿さんの受入れはどうかということで直接いただいております。

御宿の対応といたしましては、当然2市2町の中でミニ広域化しておりますので、受け入れるものについては、日程を調整して受け入れたいという申出を差し上げたところですが、この工事の修繕等を予定してございましたので、12月中については難しいということで、今のごみの処理の状況を見まして、そういうお答えをさせていただきました。1月になりましたら、そういうものが解消してまいりますので、1月につきましては受入れをオーケーということでご回答差し上げました。

また、あわせていすみ市のほうでも、やはり勝浦市から打診が行きまして、週2日ですけれども12月中に受入れができるという回答を差し上げたようですので、勝浦市のほうは民間出しも含めて検討されたというふうに伺っております。

それともう一点、この工事の停止期間ですけれども、今、何日止めるかまでは積算ができておりませんが、今、ほかの工事も併せて点検等を行っておりますので、その中で停止期間が延びないようにという調整を図っている最中でございます。

いずれにしましても、これ修繕しないと勝浦市と同じように炉を止めて運営をしなきゃいけないというような事態が発生しないように、今、調整を図っている最中でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

勝浦市の炉は、処理能力といたしまして1日35トン、1炉というふうに伺っております。実際、日々どの程度かわからないわけでありまして、御宿町の余力と申しませうか、いすみ市からも受けているわけでありまして、どの程度最大で受けられるのか。それから、

いすみ市も相当長く3か月程度になるかもということもあるようでありすけれども、御宿町は最終的な調整はあるんだろうと思いますけれども、現状の中でどの程度の量、期間も含めて受けられる余地があるのかということについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず、御宿町の炉のキャパでございますけれども、御宿町の炉につきましては、日当たり32.5トン処理できる能力でございます。

それから、勝浦市の受入れにつきましては1月ということでお話しさせていただきましたけれども、1月になりましたら最大で6トンまで受けられるという回答を差し上げてございます。その中で、勝浦市さんのほうで委託も含めて検討しているということで、最終的な受入れについては大丈夫という回答をいただいておりますけれども、処理の状況が進む中で必要がありましたら、随時御宿町も対応したいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今後、市原市へのごみのお願いと申しますか、そうした上段で予算も今般提案されておるわけでありすけれども、そうしたひとつひとつのことを丁寧に対応するということが大変大事ではないかということをお願いさせていただきます、次に移りたいと思います。

同17ページの衛生費、環境衛生費、景観美化推進事業の内容について伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 景観美化推進事業につきましては、2つの事業を予定してございます。1つは桜等の病害虫対策剪定作業ということで、35万2,000円の計上をさせていただきます。もう一つにつきましては、海岸除草作業委託ということで、96万8,000円という構成になってございます。

まず、桜のほうでございますけれども、町内公共施設に植えてあります桜、こういう木類がてんぐ巣病という病気にかかってしまっているということがございます。造園業をやられていた方でボランティアさんが見た中で、やっぱりかなり進行が進んでいるということで、今回、点検を含めまして、ひどい箇所については剪定まで含めてやるということで予定をしております。箇所数については、役場周辺と御宿町の公園の周りですね。あと、B&Gのほうに少しございますので、そういったところをメインで予定をしております。本数のほうは合わせて300本近いので、順次点検していただいた中でやっていただくんですけども、役場のほうも

桜の中でかなり、時期になりますと、住民の方がわざわざ足を運んで見に来ていただく状況ですので、これが枯れてそういう病気が広がらないようにということで補正をさせていただきます。

それから、海岸除草作業のほうでございますけれども、これにつきましては、岩和田海岸及び浜海岸の一部に草花が生えまして、その範囲が次第に大きくなっております。また、この花々は緩やかな飛砂の防止の効果がございますけれども、一方で、流れ着く木片や海藻などが草の根元にとどまりまして、また飛砂等により砂が堆積ということを繰り返されると。こういうことで、砂が徐々に盛り上げられるおそれがある、海岸が凸凹になってしまう、そういうおそれがございますので、今回、補正予算にて、この草花について除去させていただきたいということでございます。

草花につきましては、海辺に咲く草花でございますので、希少なものについては一定の保護をするような形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

桜のほうは了解いたしました。

この海岸の除草作業ということで、今、貴重なものがあるというお話があったわけですが、それは具体的にどういうものが、今、植生としてあるのでしょうか。

それから、海岸ということでございますので、海岸の植生ということですね。植生とはどういうものなのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず、どういう草花があるのかというところからお話をさせていただきます。

まず、岩和田海岸につきましては、ハマスゲ、ハマヒルガオ、オカヒジキ、ハマボウフウ、コマツヨイグサなどが咲いております。ハマスゲ、ハマヒルガオ、オカヒジキ、ハマボウフウにつきましては、浜辺に咲く花でございます。あと、コマツヨイグサにつきましては、浜辺に咲く花でございますけれども、外来種ということで認識をしてございます。

それから、浜海岸のほうは種類が多うございまして、ハマボウフウ、ハマニガナ、オカヒジキ、ハマヒルガオ、ハマスゲ、コウボウムギ、ツルナ、コマツヨイグサ、ハマダイコン、ギシギシ、スギナ、イヌハウズキ、オナモミ、メマツヨイグサという草を確認してございます。

そのうち、ハマボウフウ、ハマニガナ、オカヒジキ、ハマヒルガオ、ハマスゲ、コウボウムギ、ツルナ、コマツヨイグサ、ハマダイコン、この辺につきましては、海岸に咲く花と、浜辺に咲く花ということで認識をしてございます。コマツヨイグサにつきましては外来種ということで、先ほどお話ししました。また、ハマダイコンについても外来種ということで認識をしてございます。あと、ギシギシ、スギナ、イヌホウズキ、オナモミ、メマツヨイグサ、こういったものにつきましては、河川敷ですとか道路敷とか丘に生えるような花も併せて咲いているというような状況でございます。

植生についても、今、併せてお話ししてしまいましたけれども、浜辺に咲く花が一定程度あるということで認識をしてございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井でございます。

今、担当から報告を聞きまして、大変驚きました。御宿町は、本当に多様性に富んだ海浜植物がこれだけあるということが分かりました。

幾つか調べさせていただいたんですけれども、岩手県では60年ぶりに記録されたハマゴウということで、こちらは御宿町のように草刈りはやっておるんだそうですが、やはりそういう貴重なもの、いわゆるレッドデータブックに載っているようなものが改めてそういう植生が見られたということで、この方からきちんと自治体に対して注意喚起がされたというようなお話でございます。

もう一つは、湘南なんですけれども、こちらはボランティア団体がなかなか海浜植生が広がらないという形で、その湘南の砂草を植えようということを、指導もいただきながら実施をしているというような、そんなようなことがありました。

それからもう一点、森林総合研究所の2010年10月30日、これは小山さんという方が生物多様性の研究拠点ということで、森林総合研究所生物多様性研究所拠点という形で研究をされた方が発表されております。

それで、実は、こうした豊かな植生を持つ海岸というのは近年非常に少なくなっているそうです。特に東日本大震災の関係で、これは一定仕方のないことかも知れませんが、相当大規模に防波堤とか整備をされて、ですから、先ほどのこの岩手県も、そのときに完全に砂浜になったそうなんです。防波堤造って。そこにぼつぼつと植生が生まれて、その中に非常に貴重なものが発見されたという報告のようでございます。

こちらの森林研究所を少し紹介させていただきますと、海がありまして、打ち上げ帯、それから前砂丘、後砂丘って、ごめんなさい、ちょっと私専門家じゃないので正確な読み方は分かりませんが、それから今度、陸生植物になっていくと。それで、防波堤などによると、それが消滅するんだそうです。ですから、先般、議運の委員会で町長ご説明をされましたけれども、町長、そのときの説明、まだ覚えていらっしゃるでしょうか。そのとき、こうした草花について、町長はどのような判断をされておったのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 議会運営委員会でご説明をさせていただきましたけれども、今申し上げた中で、海浜植物という一般的に言われます植物については、草を除去する前に移植をさせていただきたいと。移植する場所については、申し上げましたように月の沙漠ゾーンの西側といますか、プールとの間、あの辺に移植をすることができればと考えています。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

現場は、浜も含めてなんですけど、確かに砂が高くなっておりまして、そこに植生が生まれまして、群落が生まれまして、そこを乗り越えて、例えば道路に砂が上がるということの中では分かるんですね、町長。その移転をするということの考えは、ちょっとなじまないと思うんですね、この中で。ですから、そういう面におきましては、やっぱりこの事業の在り方、これはやっぱり様々な考え方があると思うんですね。SDGsも、町長、今の総合計画の中に位置づけられました。その中で様々な陸の考え方、海の考え方、環境の考え方、それから川の考え方ありますよね。

そもそも今回、こうした植生が生まれた、その物理的なことについては、例えばコロナの中で海岸がなかなか使われなかったということはあるかと思いますが、大昔は生えていたんじゃないでしょうか、逆に言うと。それは豊かな海岸だということの認識のようでございますよ。ですから、この実施についてはやっぱりきちんと協議をして、どうあるべきなのか。そうした中で、私は実施すべきものではないかというふうに考えます。

確かに、植生は非常に豊かだと分かったわけですが、それは本質的にはどういうことなんでしょうか。なぜ発生したのか。逆に言うと、人々が歩く、もしくはごみ取りを含めて海岸清掃すると。でも、それが豊かな海、豊かな自然ということなんでしょうか。やはり、その考え方は、SDGsということに関しては、総合計画を実行するにあっては、きちんと深い議論をして、どうあるべきなのかということをやはり共有した中で、じゃ、今般はこうする、

ああするといふ幾つかの手段を選ぶと。ただ単に移転をするということではないと思うんですね。どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 議運においても申し上げましたけれども、やはり、長い間、きれいな白い砂浜を残すというようなイメージ、スローガンといいますか、しておりますので、海岸の維持保全ということで努力しておりますけれども、なかなか100%至らない部分も、全て完全ではないと思いますけれども、そういう中で考えておりました、町民の皆様から多くご要望といいますか、ございました。状況についてですね。しかしながら、今、海浜植物、申し上げましたけれども、移植させていただくということでございます。

一般的な解釈といいますか、なぜああいうふうに草が生えてきたのかなということは、皆さん方もよく言われますけれども、海岸売店等が、以前は岩和田海岸にしても、浜海岸にしても多く立ち並んで、やはり1年のうちに何か月かは人がよく歩くから、そういう植物、あるいは草が生えなかったということがあるかと思っておりますけれども、そういうことで、今、石井議員さんもお指摘、おっしゃられましたように、いろんな考え方がありますけれども、私は今申し述べたような考え方でお願いしたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これ議会の中でも、実はこの議案が出て様々な意見が出ております。これは議会としてきちんと何らかの対応を取る必要があるというふうに考えます。

○議長（滝口一浩君） 承知しました。

ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

同じく今のところですか、景観美化推進事業のところ、今の海岸除草に関しては私も同じ考えでございまして、十分な議論、いろんな可能性、いろんな考え方があるという部分においては、今までも何度か話に出てきておりますけれども、海岸線のランドデザイン、どういう海岸を、今後、御宿町は目指していくのか。稼げる海岸、稼げる町になろうという話も出ています。議論がまだまだ足りていないのかなというところがあります。

私の質問は、その上の桜のほうでございます。病虫害、病気が出ているというご説明でしたけれども、この病気が出たのは初めてなのか、これまでの経緯等々、それから、予防について、

今回は剪定をして取り除くとして、一旦なくなるかもしれませんが、また再発するかもしれないみたいところで、病気の予防みたいな考え方もあろうかと思えます。その辺についてのご検討等がされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 今回、桜のほうにてんぐ巢病ということでご説明を差し上げております。

このてんぐ巢病というのは、カビの一種が原因で発生する伝染病で、病気に感染すると枝が異常に発生しまして花が咲かなくなるという病気でございます。放置しておきますと、感染しました枝がやがて衰弱して枯死するというような病気で、このてんぐ巢病については、剪定の方法しか今のところないというふうに聞いてございます。これは葉がついたときに裏について広がるということで聞いておりますので、そういう剪定をして対策をするという方法が今のところ取られるということで、切った箇所については、またそこから腐れが出ないように保護剤を塗って保護するという形になります。

また、これいつ頃から分かったのかというようなことでございますけれども、ボランティアさんの中で、この植木の経験がございまして、そういう方の中から、私、全く素人でございますので、時期になりますと桜が満開になって、住民の方が楽しみに役場まで足を運んでくると。また、役場だけじゃなく、いろんなところに行って見ていると、眺めているというようなことで、年齢問わずほっとした一息をつくというようなことで、桜については好まれている花かなという程度にしか考えておりませんでしたけれども、やっぱり病気がという視点を、この葉が落ちてから、病気だよということで伺ってからは注意深く見ますけれども、やっぱり役場の中にしても、枝葉の多く、ああ、これがそうなんだというのをやっと認識したところでございますので、今回、主には点検になろうかと思えますけれども、進んでいるところについては剪定も入れて保護したいと。全体見た中で、やはり対策が必要であるというようになれば、またその方策をということで、まず群生していますのは役場の敷地と御宿台の多目的広場かなと思っておりますので、こういったところを特に注視して見守りたいといえますか、そう対策したいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。

今回の、もう発生してしまった病気に対して剪定をするという対応作業に関しては、このま

まやっていたければいいかなと私も思っておるんですが、先ほど申し上げた予防という観点で申し上げますと、これは私もまだまだ勉強中なのですが、今、一般的にという言い方はおかしいですね。今まで、例えば松くい虫なんかもそうなのですが、病気が出たら薬をまいて、病気の例えば病原菌だとか、あるいはそのもとになっている害虫、虫を殺すといったような対処をするのが一般的だったんですが、だんだん研究が進んできて、そもそも木が弱っているから病気がつく、木が弱っているから虫がつく、なので、木を元気にしてあげない限り、また同じことの繰り返しになって、管理という面でいいますと、毎年毎年その対処のお金が出ていってしまうということが分かってきているというふうに、それが本当に正しいかどうかはさておき、そういう研究が今進んできていると。

そこのあたりの専門家のお一人が、実は、町長もご紹介して一緒に訪問したこともあるんですが、千葉市のほうにあります高田造園という事業所の高田宏臣先生という方がいらっしゃいます。彼が一躍、こういう環境管理、樹木とか植生に関する管理で、今もう引っ張りだこで本も非常に売れ出しているんですが、最初にきっかけになったのは、やっぱり松くい虫の防除で、今まで新潟市が毎年何億円もかけて薬をまいては、まいてもまいてもまき続けても、最終的には枯れてしまう。枯れてしまったら、もう植えるしかない。やっぱり松林はほぼ死体ということで、薬をまく、植えるという繰り返しをずっとしていたんですが、そもそも、結局地面の下で起きていること、水が足りない、栄養が足りないというようなところを、今までかけていたお金に比べるとはるかに少ない額で手をかけてあげることで、みるみる木が元気を取り戻して、そして病気の発生が止まったということが全国的に有名になって、一躍有名になったということで、この数年間で出された本がベストセラーみたいになっているんですが、その中でも、当時の新潟市長との対談で、やっぱり目からうろこだったと、本当にお金もかからなくなって、そういう薬をまくということ自体も健康被害みたいな可能性も一定あるという意味では、その必要もなくなったし、その危険性もなくなったということで、すごく評価されているという事例がございます。

ちょっと前置きが長くなってしまったんですが、ですので、今回は薬をまくとかそういうことではないですけれども、同じように剪定ということでも、毎年切っても切っても、また病気が出ちゃったねというふうになる可能性もあるのかなというふうに、私、これ見て感じましたので、そもそも木の元気がなくなっているんじゃないか、じゃ、木を元気にするにはどうしたらいいのかなというような観点での調査とか検討もしていただいたほうが、来年度以降、同じことが繰り返されないように、そういうこともやっていただけたらいいのかなという

ふうに思いました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） ご助言といたしますか、アドバイスありがとうございます。

町のほうでも、NPOの樹の生命を守る会、樹木医さんで構成されている団体ですけれども、こういったところに、専門家にご相談しながら、この対策、まずはかかったところは剪定だということで予算を計上させていただきましたけれども、しっかりとこういう専門の方と状況を調査しながら対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 賛成多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎動議提出の件

（岩瀬議員「はい、議長」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹です。

ただいま可決された令和5年度御宿町一般会計補正予算（第6号）に対して付帯決議案を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬議員から、議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議案の動議が提出されました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、動議は成立いたしました。

ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

(午後 4時16分)

○議長(滝口一浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時36分)

◎日程の追加について

○議長(滝口一浩君) 休憩前に提出された発議第1号 議案第9号令和5年度一般会計補正予算第6号に対する付帯決議案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

発議第1号を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

(付帯決議案配付)

○議長(滝口一浩君) 配付漏れございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) なしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 発議第1号 議案第9号令和5年度一般会計補正予算第6号に対する付帯決議案についてを議題といたします。

提出者、岩瀬環樹君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(2番 岩瀬環樹君 登壇)

○2番(岩瀬環樹君) 2番、岩瀬です。議長より指示がございましたので、ご提案申し上げます。

議案第9号令和5年度一般会計補正予算第6号に対する付帯決議案について。

上記の動議を御宿町議会会議規則第16条の規定により、別紙の付帯決議案を添えて提出します。

提案理由。

令和5年度一般会計補正予算第6号において、岩和田海岸及び浜海岸の海岸除草作業委託に要する経費96万8,000円が計上されている。

岩和田海岸及び浜海岸には、貴重な海浜植物が生息しており、SDGsの観点からも環境に配慮する必要がある。

様々な意見がある中、本事業の実施にあたっては、御宿町議会との十分な協議を求めて次の決議を行う。

付帯決議案について、上記と同じになります。省略させていただきます。

○議長（滝口一浩君） 岩瀬議員、提出者から上の部分が抜けていますので、そこを、順序逆になりますけれども、読み上げていただけますか。

発議第1号から。

○2番（岩瀬環樹君） 発議第1号。

令和5年12月13日。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、岩瀬環樹。賛成者、御宿町議会議員、土井茂夫、田中とよ子、塩入健次、藤井利一、椎木藤弘、北村昭彦、伊藤城祐、石井芳清。

○議長（滝口一浩君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義士君 登壇)

○町長(石田義鶴君) 令和5年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、9件の案件をご審議いただきましたが、1件を除き8件についてご承認、ご決定いただきました。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する議案につきましては、ごみの減量化という重要な内容が背景にありますので、今後とも力を尽くしてまいりたいと考えております。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見、ご指摘、ご要望等を十分に踏まえながら、町政全般にわたりまして、住民生活の向上、発展に生かしていくよう、町政運営に努めてまいり所存でございます。

師走に入りまして、皆様方におかれましてもご多忙のことと存じますが、体調には充分にご留意されまして、ご自愛をいただき、幸多き新年をお迎えくださるとともに、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(滝口一浩君) 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

以上で令和5年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

2日間にわたりご苦勞さまでございました。

(午後 4時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署 名 議 員 北 村 昭 彦

署 名 議 員 伊 藤 城 祐